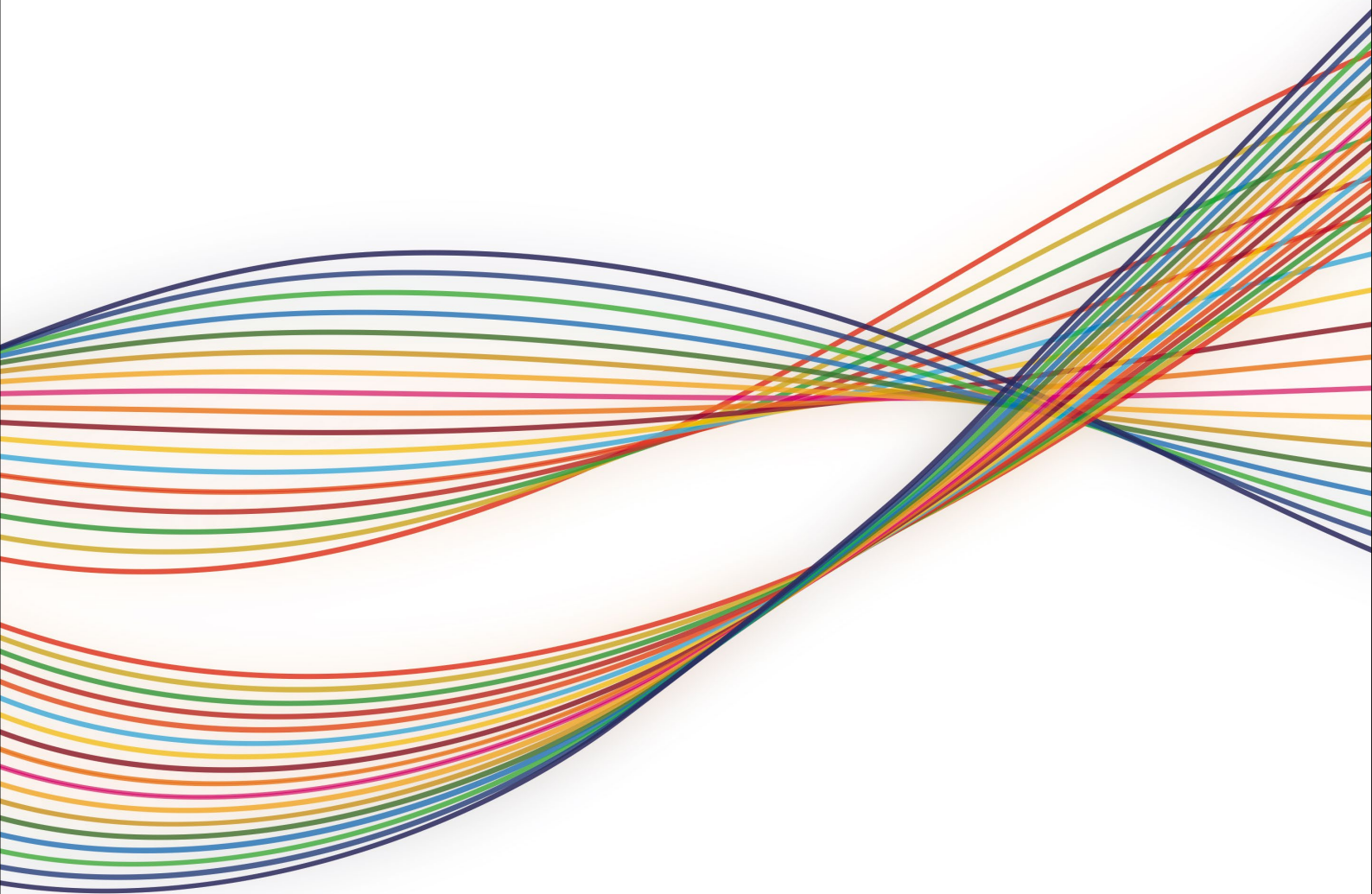


全銀協SDGsレポート2022-2023



Contents

はじめに	4
全銀協におけるSDGs推進体制と主な取組項目	6
全銀協の2022年度活動状況	10
1 SDGs/ESGに関する会員銀行の取組みの一層の推進	10
2 2050年カーボンニュートラル/ネットゼロへの「公正な移行」の実現に向けた銀行界に期待される役割の発揮	12
3 地域経済の活性化、地方創生への取組み	17
4 金融経済教育活動の推進による国民の金融リテラシー向上	18
5 高齢者等、様々な利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等	24
6 デジタル化の推進と安心・安全かつ利便性の高い金融サービスの提供	26
7 金融犯罪およびマネー・ローンダリング、FATFへの対応	30
8 人権・ダイバーシティを巡る動向を踏まえた取組みの充実	32



会員銀行の取組み 35

1 金融経済教育に関する取組み 36

5 貧困に関する取組み 46

2 環境に関する取組み 38

6 ESG 融資・地方創生に関する取組み 47

3 ダイバーシティ推進に関する取組み 43

7 DX 推進に関する取組み 49

4 高齢者・障がい者等の対応に関する取組み 45

有識者コラム 51

2022年度SDGs 関連公表物一覧 56



はじめに

2022年は、「ウィズコロナ」を前提に正常化の方向へ徐々に進んできたことは明らかな動きとなりました。一方、長期にわたるコロナ禍や2月に勃発したロシアによるウクライナ侵攻等に起因する供給制約、エネルギーや食料等の価格高騰、労働需給の逼迫等を背景に、世界的にインフレ圧力が高まりました。こうした背景から各国での大幅な金融引締めの実施や、それを受けた日米金利差拡大を背景とした歴史的な円安など、非常に大きな変化が起きた一年となりました。

こうした環境のもと、全銀協では、2022年度を「サステナブルな環境・社会構築に向けて、新たな価値創造・成長への挑戦を支えていく一年」と位置づけ、引き続きSDGsの取組みを押し進めてきました。

現在、わが国では、官民を挙げて、カーボンニュートラルの実現に向けた様々な取組みが進められています。こうしたなか、全銀協は、お客さまと銀行の円滑なエンゲージメント向上策を展開してきました。その一環として、お客さま向けに、銀行界の取組状況や必要となる対応等をまとめた説明資料を2022年6月に公表するとともに、同年12月に気候変動対応に関する特設サイトを公開しました。加えて、2023年1月にお客さまと銀行担当者の対話を支援するサポートツールを作成しました。

また、官民一体での「貯蓄から投資へ」の加速に向け、金融リテラシー向上への対応等の検討を進めてきました。例えば、日本証券業協会と全銀協に登録された講師を両協会共通の枠組みとして整備したほか、家計管理・資産形成に関する知識のアウトプットおよび実践を目的とした、「体験型投資学習アプリ」の制作を行いました。

さらに、デジタル化を踏まえた安定的かつ利便性の高い金融インフラの実現を目指し、手形・小切手の電子化に向けた取組みのほか、全銀システムの参加資格の資金移動業者への拡大など、キャッシュレス社会の進展に向けた施策を展開してきました。

今般、これらの活動を含めた活動実績等を「全銀協SDGsレポート2022-2023」として取りまとめました。

サステナブルな環境・社会を構築するためには、新たな価値創造や成長への挑戦を可能とする社会環境の整備が不可欠です。全銀協は、これからも経済・社会のニーズを的確に捉え、会員銀行の取組みを精一杯後押ししていく所存です。本レポートの発刊により、銀行界におけるSDGsの取組みについて、一層の理解促進が進めば幸いです。

2023年6月
一般社団法人 全国銀行協会

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



全銀協における SDGs 推進体制と主な取組項目

①経緯等

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」においてSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）が採択され、国連に加盟するすべての国が2016年から2030年までに持続可能な開発のための諸目標の達成に向け行動することを宣言しました。日本政府においても2016年5月に総理大臣を本部長とする「SDGs推進本部」が設置され、2021年12月に「SDGsアクションプラン2022」が決定されるなど、取組みが進められています。

金融界では、ESG（Environment（環境）・Social（社会）・Governance（ガバナンス））の課題を考慮してファイナンスを行うESG金融やサステナブルファイナンス、TCFD[※]提言等を踏まえた非財務情報開示（サステナビリティ開示）に関する議論が進展するなか、気候変動問題への対応についても、金融機関が果たすべき役割に対する期待は引き続き高い状況が続いています。

銀行界においては、これまでお客さまへのサービス提供、社会インフラの一端を担うという点での金融インフラの整備、社会貢献活動の実施等の観点で、様々な取組みを行ってきたところですが、SDGsに掲げられている諸課題に対する取組みを中長期的視点で強化するため、2018年3月、全銀協におけるSDGsの推進体制およびSDGsの17目標と関連づけた取組項目を決定し、必要な見直しを行いながら、具体的な取組みを推進してきたところです。

※TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）

G20の財務大臣・中央銀行総裁からの要請を受け、2015年12月、金融安定理事会（FSB）は民間主導による気候関連財務情報の開示に関するタスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：TCFD）を設立し、金融セクターが気候変動問題をどう考慮すべきか等について検討を開始。2017年6月、TCFDは、気候変動がもたらす「リスク」および「機会」の財務的影響を把握し、開示することを狙いとした最終報告書を公表し、企業等に対して、気候関連リスクおよび機会に関する開示を推奨している。

②SDGs 推進体制

SDGsの課題は非常に多岐にわたるとともに、中長期的に取り組むことが肝要です。このため、全銀協のあらゆる検討部会が横断的に関与し、腰を据えた対応ができるよう、企画委員会の傘下に「SDGs/ESG推進検討部会」を設置し、関連する各検討部会と連携しつつ、SDGsに関する全体施策を推進する体制を構築しています。具体的には、SDGs/ESG推進検討部会を中心に、SDGsに関する施策の立案（P）、全般の対応を行いつつ、案件により関連する検討部会に業務を委嘱できる体制（D）とし、進捗状況を定期的に確認・必要な見直しをするとともに（C・A）、年次ベースで総括する（PDCAサイクルを回す）ことで、刻々と変化する社会情勢や銀行界を取り巻く環境を踏まえ、中長期的にSDGsの課題に取り組むこととしています。

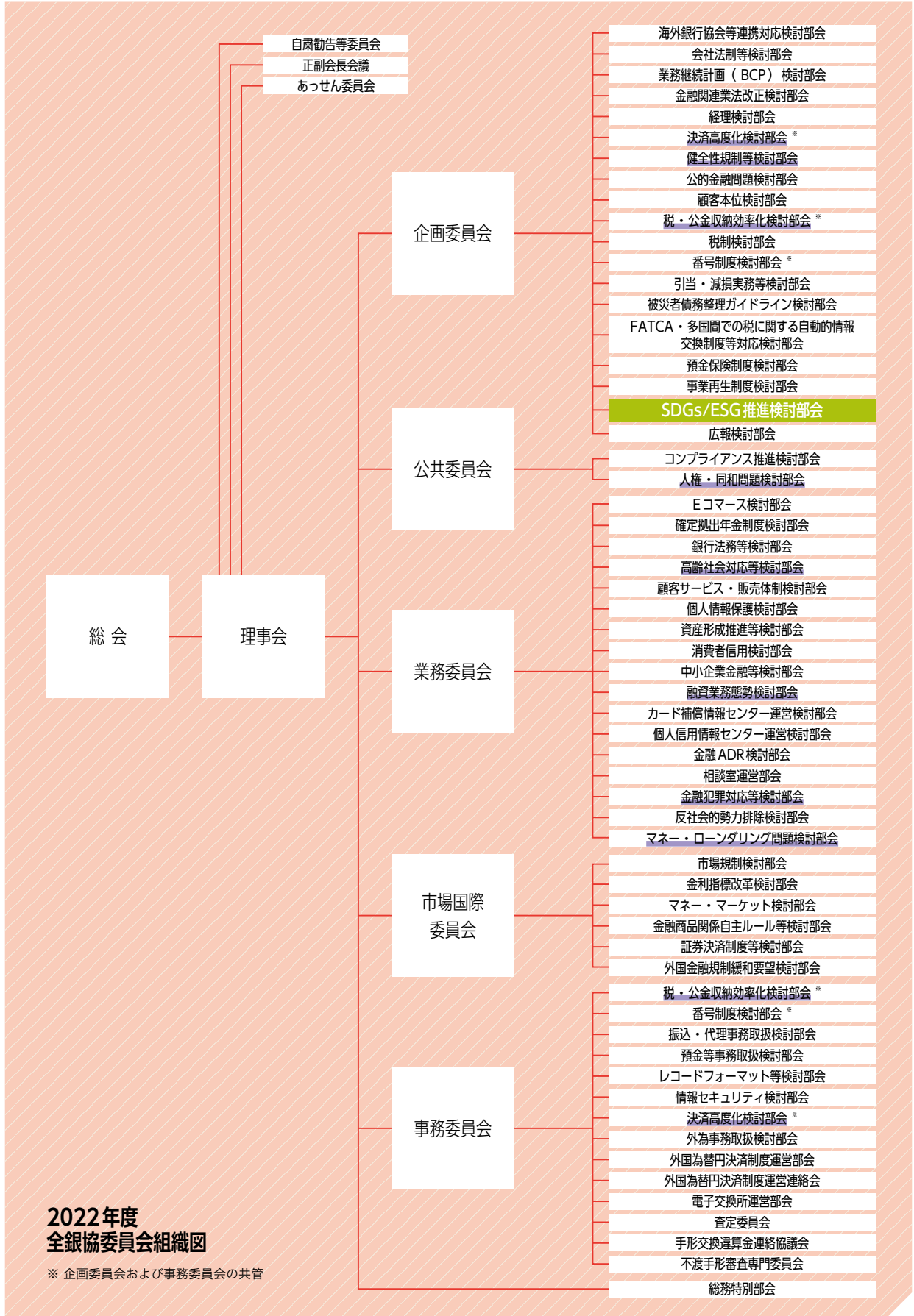
2022年度の推進体制は7頁のとおりです。

③全銀協の主な取組項目

全銀協は、2018年3月の理事会において主な取組項目を決定した後、必要な見直しを行いながら具体的な取組みを推進してきました。2022年度の主な取組項目は8、9頁のとおりです。

2022年度 全銀協 SDGs 推進体制

※下線部は関連する検討部会



2022年度 主な取組項目

課題（大項目）	課題（中項目）	2022年度の具体的な取組み
1. SDGs/ESGに関する 会員銀行の取組みの 一層の推進（共通） 【担当：SDGs/ESG推進検討 部会】	SDGs/ESGに関する会員 銀行の取組みの一層の推進	<ul style="list-style-type: none"> SDGsの主な取組項目のフォローおよび銀行界を取り巻く環境等を踏まえた所要の見直し SDGsに関する会員銀行の取組み状況等を把握するためのアンケート調査の継続実施および会員銀行の取組み周知・促進等を目的とした「全銀協SDGsレポート」の公表等による情報提供
    2. 2050年カーボンニュートラル/ネットゼロへの「公正な移行」の実現に向けた銀行界に期待される役割の発揮（目標⑦、⑫、⑬、⑭） 【担当：SDGs/ESG推進検討部会、健全性規制等検討部会】	(1)2050年カーボンニュートラル/ネットゼロへの「公正な移行」の実現に向けた銀行界に期待される役割の発揮 (2)2050年カーボンニュートラルに向けた会員銀行の取組状況等に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> エンゲージメントの円滑化に向けた、銀行界の気候変動に関する取組みや背景等に関する説明資料・Q&Aの公表、関係経済団体等を招いた勉強会の開催 サステナブル・ファイナンスに関する透明性・信頼性向上に向けた、国内外の参照可能な評価軸・基準等の整理・集約、先駆的な取組事例の共有、関係省庁の審議会等への参画および意見発信 サステナブル・ファイナンスの裾野拡大に向けた説明資料の作成と発信、中小企業団体等との連携深化を踏まえた政府への支援策等の要望 企業および会員銀行の開示の充実に向けた、TCFD提言等に関する会員銀行の取組状況の把握、IFRS財団の国際サステナビリティ基準審議会および金融審議会等、国内外のサステナビリティ・非財務情報開示の検討状況等のフォローおよび意見発信 気候変動リスクに関する国際的な議論への参画、関係省庁の検討状況のフォローおよび意見発信 <ul style="list-style-type: none"> 経団連の「カーボンニュートラル行動計画」および「循環型社会形成自主行動計画」をはじめとする銀行界の各種取組みに関する進捗状況を把握するためのフォローアップ調査の継続実施（会員銀行の電力使用原単位、再生紙および環境配慮型用紙購入率、紙のリサイクル率、「通帳不発行型商品」の会員銀行の導入率、長期温暖化対策、プラスチック関連目標、生物多様性等）
 3. 地域経済の活性化、 地方創生への取組み （目標⑧） 【担当：融資業務態勢検討部会】	地域経済の活性化、地方創生への取組み	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生に関し、まち・ひと・しごと創生本部をはじめとする関係省庁・自治体・機関等の施策をフォローし、調査協力・周知依頼等に対し、必要な対応を実施するなど、対応を実施 会員銀行における地方創生に関する取組事例を調査するとともに、対外的な情報発信を実施 「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」等を通じて地方創生に係る情報収集を行うとともに、必要に応じた会員銀行への情報還元など地方創生に関する個別行の取組みのサポートを実施
 4. 金融経済教育活動の 推進による国民の 金融リテラシー向上 （目標④） 【担当：SDGs/ESG推進検討部会】	全銀協、会員銀行における金融経済教育活動の拡充ならびに同活動をより公益的な活動として推進することを目的とした日本証券業協会をはじめとする関係金融団体との連携強化	(全対象層共通施策) <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍の継続とICT化の進展、家計の安定的な資産形成の促進等、金融経済教育を取り巻く環境を踏まえた講師派遣事業、および教材の見直し・提供事業の実施 (学校向け施策) <ul style="list-style-type: none"> 成年年齢引下げ、新学習指導要領の実施等を踏まえた学校教育における金融経済教育の広がりを目的とした、各教育委員会との連携事業の実施・拡大（金融経済教育指定校制度、高校生による特殊詐欺防止啓発活動の支援等） (大学生・若年社会人等向け施策) <ul style="list-style-type: none"> 計画的な家計管理・安定的な資産形成の促進を目的とした若年社会人等向け金融経済教育に関する広報活動の実施 (会員銀行、他金融団体等との連携施策) <ul style="list-style-type: none"> 金融経済教育活動に関する会員銀行の取組みの把握・促進を目的としたアンケート調査および好事例等を含む結果の還元等 国民の金融リテラシーの向上および子ども・若者の貧困問題解決への貢献を目的とした日本証券業協会との連携・協力施策（講師人材の共同利用、銀行OB/OG・証券OB/OGの講師としての活用促進、イベント・セミナーの共催等）の検討・実施および金融経済教育ニーズの掘り起こしに向けた取組みの検討・実施 金融広報中央委員会・金融庁等他の金融関係団体等との連携施策の実施

課題（大項目）	課題（中項目）	2022年度の具体的な取組み
 <p>5. 高齢者等、様々な利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等（目標⑧） 【担当：高齢社会対応等検討部会、SDGs/ESG推進検討部会、人権・同和問題検討部会】</p>	<p>高齢者等、様々な利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等に向けた取組みの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢顧客との金融取引に係る政府・関係団体の動向や会員銀行における取組状況等をフォローし、必要に応じて会員銀行への情報提供を行うとともに、金融取引の代理等に関する考え方および銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方の更新や新たな考え方の策定等を検討・実施 バリアフリーに関する会員銀行の取組状況等を把握するためのアンケート調査の継続実施、関係省庁等における議論のフォロー・ヒアリング等での意見発信および会員銀行への情報提供、還元等
 <p>6. デジタル化の推進と安心・安全かつ利便性の高い金融サービスの提供（目標⑨） 【担当：決済高度化検討部会、税・公金収納効率化検討部会】</p>	<p>(1)関係省庁および関係産業団体への働きかけや、電子インボイスとのシームレスな連携を通じた全銀EDIシステム（ZEDI）の利活用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全銀ネットと連携のうえ、電子インボイスとZEDIとの連携策を検討 情報処理推進機構デジタルアーキテクチャ・デザインセンター「契約・決済アーキテクチャ検討会」における検討結果および実証事業の進捗、ならびに全銀ネット「ZEDI利活用促進WG」における検討結果を踏まえ、全銀ネットと連携のうえ、会計ソフトウェアベンダに対する訴求（電子インボイス対応と併せたZEDI実装）や、事業者に対するZEDI利用の周知活動を実施 ZEDIの利活用促進に向け、関係省庁および関係産業団体への継続的な働きかけを実施
	<p>(2)手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組み促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融界において策定した「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」にもとづき、最終目標（2026年度末までに交換枚数をゼロにする）の達成に向けた金融界の取組状況をフォローアップ 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けて、金融庁・中企庁等の関係省庁と連携のうえ、産業界への働きかけを実施 手形・小切手機能の電子化に係る周知・広報をでんさいネットとも連携のうえ実施 手形・小切手以外の交換証券類（その他証券類）について、関係機関・関係省庁とも連携のうえ、交換枚数の極小化に向けた取組みを実施
	<p>(3)税・公金収納の効率化の促進（2023年度からの地方税統一QRコードの活用開始）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方税におけるQRコードの活用（2023年4月開始予定）に向けて必要な対応とともに、地方税以外へのQRコードの活用範囲の拡大に向けて必要な対応を実施 会員銀行ヒアリング等を通じて税・公金の電子納付に関する課題を把握するとともに、関係先に対して、税・公金の電子納付の推進等に関する要望活動を実施 税・公金の電子納付の普及促進に向けて効果的な施策を検討・実施
 <p>7. 金融犯罪およびマネー・ローンダリング、FATFへの対応（目標⑯） 【担当：金融犯罪対応等検討部会、マネー・ローンダリング問題検討部会】</p>	<p>(1)金融犯罪の被害防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特殊詐欺等の犯罪動向を踏まえた取組みの充実（金融犯罪防止啓発活動の実施等） インターネットバンキング等に関連する不正出金などの足元の犯罪手口を踏まえた、会員銀行向けの情報提供・注意喚起や顧客向け周知広報等の施策の検討・実施
	<p>(2)AML/CFT態勢の高度化</p>	<ul style="list-style-type: none"> FATFフォローアップに係る情報提供および対応の検討 AML/CFT動向の情報収集、先進的な取組み、重要文書翻訳等の情報提供 継続的顧客管理の実施等に係る顧客向けの周知広報活動の検討・実施 マネロン対応高度化官民連絡会等による当局と他業態（協同組織金融機関を含む）との連携の強化
  <p>8. 人権・ダイバーシティを巡る動向を踏まえた取組みの充実（目標⑤、⑩） 【担当：人権・同和問題検討部会、SDGs/ESG推進検討部会】</p>	<p>人権・ダイバーシティを巡る動向を踏まえた取組みの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関連情報の提供（人権講演会の開催、人権だよりの発行等） 人権啓発活動支援の実施等（人権テキストの作成、人権啓発標語の募集・表彰等）

全銀協の2022年度活動状況

全銀協はSDGsの17目標に関連づけた8つの主な取組項目を掲げ、2022年度の取組みを推進してきました。各取組みの概要と2022年度の成果等を紹介します。

1 | SDGs/ESGに関する 会員銀行の取組みの一層の推進



SDGsの17目標の達成に向けた銀行界共通の取組みとして、会員銀行の取組状況の把握・支援等を目的に、SDGs/ESGに関するアンケート調査の実施や、全銀協および会員銀行の取組事例等のレポートでの紹介等を行っています。

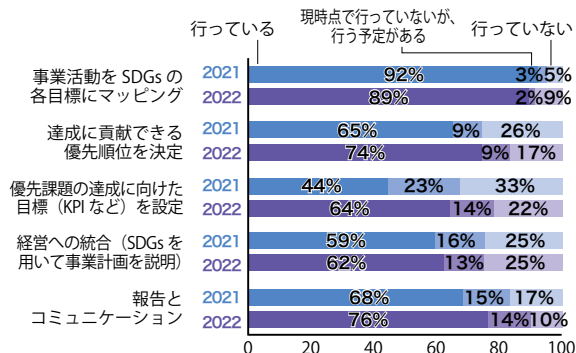
① SDGs/ESGに関するアンケート調査

会員銀行の取組状況等を把握するとともに、その結果の還元による会員銀行の取組みの一層の推進を目的として、正会員を対象にSDGs/ESGに関する各行の取組みの実態を調査し、その集計結果を還元しています。2022年度の調査（2022年7月末時点）では114行から回答があり、SDGs/ESGに関する取組みがより加速していることがわかる結果となりました。引き続き、会員銀行のさらなる取組みを支援するため、今後もアンケート項目の必要な更新をしつつ継続的にアンケート調査を実施する予定です。

2022年度アンケート調査の結果(概要) ※2022年7月末時点

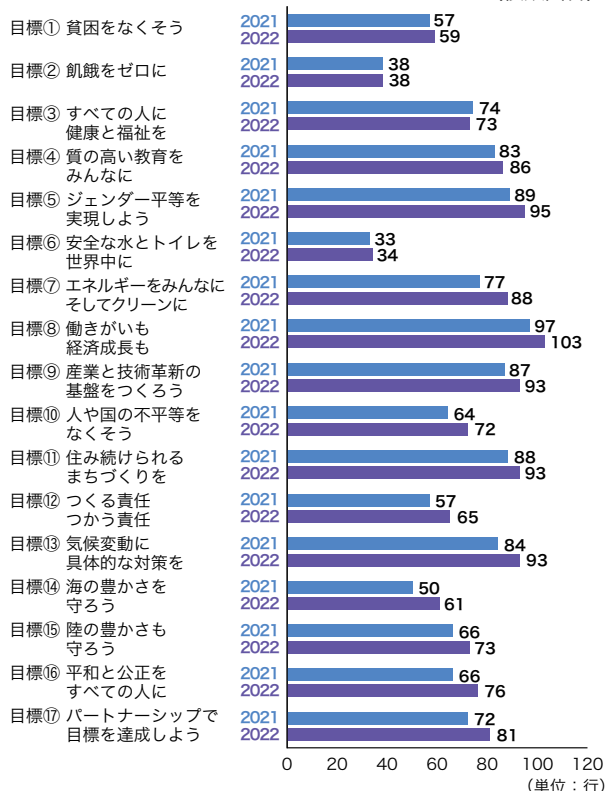
- 回答があった114行中69行（61%）がSDGs/ESGに関する取組みについての専門部門・部署を設置して対応している（2021年度：27行（25%））。
- 回答があった114行中109行（96%）がSDGs/ESGに関する取組みについて情報開示をしている（2021年度は調査せず）。

• SDGs/ESGに関する会員銀行の取組みの状況



• SDGs17目標のうち会員銀行が取り組んでいる目標

(複数回答)



②全銀協SDGsレポートの発行

SDGs/ESGに関する銀行界の取組みについて対外的な発信を強化すること、SDGs/ESGの観点を踏まえた課題に対して会員銀行の理解を深め自主的取組みの推進を一層支援することを目的として、2018年度から「全銀協SDGsレポート」を発行しています。また、日本の銀行界の取組みを広く世界に周知できるよう英語版「JBA SDGs Report」も作成・公表しています。

今年度の本レポートでは、全銀協の2022年度の主な活動状況についての掲載のほか、会員銀行のSDGsに関する取組事例、有識者のコラム等を掲載しています。

2

2050年 カーボンニュートラル/ ネットゼロへの「公正な 移行」の実現に向けた銀行界に期待される役割の発揮



全銀協はこれまで、①日本経済団体連合会（経団連）の「カーボンニュートラル行動計画」や「循環型社会形成自主行動計画」への参加・目標設定、②会員銀行の役職員を対象とする「行動憲章」における本業を通じた環境問題への貢献の重要性の明記、③会員銀行の環境事業活動や銀行に期待される役割等について調査した政策提言レポートの公表、会員銀行向け説明会などの開催、④会員銀行の環境に関する取組みを集約・公表する「全国銀行ecoマップ」の制作、などを通じ、会員銀行等の環境問題への取組みを推進・支援してきました。

近時、2016年のパリ協定の発効を契機とする本邦の2050年カーボンニュートラル宣言をはじめ、サステナブルな社会の実現に向けて、銀行をはじめとする金融機関の役割発揮に向けた期待はますます高まっています。

足元では、気候変動問題に関して、2022年11月に開催された国連気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）において、気候変動対策の各分野における取組みの強化を求める「シャルム・エル・シェイク実施計画」等が採択されたほか、日本国内においても、2022年12月に「GX実行に向けた基本方針」（2023年2月、閣議決定）が公表され、将来世代を含むすべての国民が希望をもって暮らせる社会を実現するための、今後10年を見据えた取組みの方針が取りまとめられています。また、技術的・経済的な理由から、直ちに温室効果ガスの排出削減が困難なセクターにおける脱炭素に向けた工程を整理した、「経済産業分野のトランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ」（7分野）が、2021年10月から2022年3月にかけて順次公表されました。

環境省においても、サステナブルファイナンス市場の健全かつ適切な拡大に向けて、2022年7月、「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版」を公表しています。

生物多様性に関しては、2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第2部において、生物多様性保護に向けた2030年までの目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、同目標では、世界全体で2030年までに海と陸の少なくとも30%を保全する「30 by 30」などが盛り込まれています。

こうした背景等を踏まえ、SDGsの目標「7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「12.つくる責任つかう責任」「13.気候変動に具体的な対策を」「14.海の豊かさを守ろう」の達成に資するよう、従来の取組みの継続に加えて、会員銀行が新たな変化に対応することを一層推進・支援することとしています。

①全銀協イニシアティブにもとづく取組み

銀行界においても、金融・社会インフラとして企業の資金繰りを支えつつ、1.5°C目標の達成に必要とされる社会経済全体のカーボンニュートラル/ネットゼロの実現を、しっかり支えていくことが喫緊かつ重要な課題となっています。

全銀協は、中長期的な視点に立って、カーボンニュートラルの実現に向けた銀行界の取組みをさらに強化するため、2021年12月、基本方針や重点的に取り組むべき分野を定めた「カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ」を策定しました。

全銀協は、同イニシアティブにもとづいて、本邦の2050年カーボンニュートラル/ネットゼロの実現に貢献するための様々な施策に取り組んでおり、2023年2月には、これまでの活動内容を振り返り、必要な見直しを実施した「カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ2023」を取りまとめ公表しました。

2022年度は、顧客企業向けの説明資料「気候変動問題への銀行界の取組みについて―産業界と一体となった脱炭素化の実現に向けて―」の取りまとめ^{※1}や、同資料の内容を踏まえた、気候変動問題に対する銀行界の取組み等に関する特設サイトの公開^{※2}、顧客企業と会員銀行担当者が脱炭素経営や気候変動対応について対話する際の参考資料の作成など^{※3}、顧客企業と銀行の円滑な対話（エンゲージメント）に資する環境の整備に向けた取組みを実施しました。そのほか、会員銀行向け説明会の開催や会員銀行向けに参考情報を集約した情報プラットフォームの設置など、産業界・政府関係省庁とも連携しながら、産業界・銀行界の気候変動問題への取組み推進に向けた施策に取り組まれました。

※1 「気候変動問題への銀行界の取組み」の公表について <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n062701/>

※2 全銀協気候変動特設サイト <https://www.zenginkyo.or.jp/climate-change/>

※3 「脱炭素経営に向けたはじめの一歩」の公表について <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2023/n013001/>



②海外のサステナブルファイナンス等に関する議論のフォロー・意見発信等

カーボンニュートラルをはじめとしたサステナブルな社会の実現に向けて、金融機関をはじめとする民間企業の非財務情報開示を通じたリスクおよび機会の評価・開示や、気候関連リスクの分析・管理の重要性が増しており、グローバルレベルで議論が進展しています。

非財務情報開示に関し、国際的に統一されたベースラインの開発に向けて、2021年11月、国際会計基準（IFRS）財団内に設置された国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）において検討が進められています。サステナビリティ情報全般に関する開示基準と気候関連情報に関する開示基準の開発に向けた検討が進められており、2023年上期中の最終化が予定されています。

気候関連リスクの分析・管理に関し、様々な主体（金融安定理事会（FSB）、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）等）において検討が行われています。特に、海外当局や中央銀行では、金融機関の気候関連リスク管理に関するストレステストを試行しており、シナリオ分析に係る具体的な手法や必要となるデータの不足などの課題が指摘されています。これらの状況を踏まえて、NGFSでは、シナリオ分析の高度化に向けて共通シナリオを公表しており、2022年9月に第3版を公表しました。

気候関連リスクの管理に関し、2022年6月、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が、「気候関連金融リスクの実効的な管理・監督のための諸原則」を策定し、金融機関に対し気候関連リスクをリスク管理の枠組みに組み込むことを求めています。

全銀協は、これらの海外当局を含めたグローバルにおけるサステナブルファイナンス等に関する様々な取組みに対して全銀協意見を提出するなど、積極的に意見発信を行っています。

③国内のサステナブルファイナンス等に関する議論のフォロー・意見発信等

日本においても、グローバルにおける議論を踏まえつつ、サステナブルファイナンス等に関する様々な議論や取組みが行われています。

全銀協は、金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議」をはじめ、政府関係省庁等の審議会・検討会等にメンバーやオブザーバーとして参加するなど、政府関係省庁等の対応をフォローするとともに、全銀協意見を提出するなどにより積極的に意見発信を行っています。

特に、金融機関における気候変動への対応に関し、2022年4月に金融庁から「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方（案）」が公表され、全銀協意見を提出したほか、2022年7月に同考え方が策定された後には、会員銀行向け説明会を開催しました。

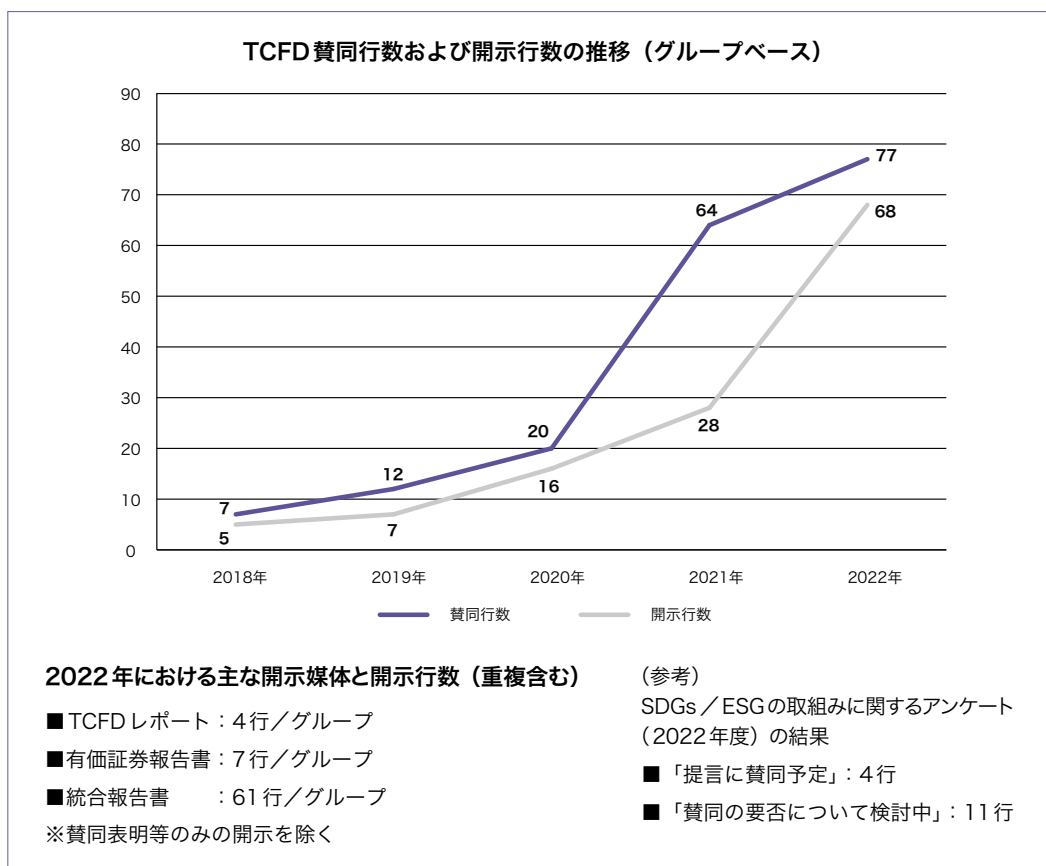
また、非財務情報開示に関し、2022年7月、IFRS財団のISSBへの意見発信や日本国内の対応を検討するため財務会計基準機構（FASB）内に設置された「サステナビリティ基準委員会（SSBJ）」に委員として参画するなど、議論に積極的に参画し、意見発信を行いました。

加えて、金融機関の気候関連リスク管理に関し、シナリオ分析の高度化が重要な論点となっています。2022年8月、金融庁および日本銀行は、3メガバンク・大手3損保グループと実施したパイロットエクササイズの結果を公表し、シナリオ分析の手法やデータに課題があることが確認されています。全銀協においても、シナリオ分析の高度化に向けた関係省庁等の検討状況をフォローしています。

④ TCFD・投融資ポリシー調査

近年、銀行界には気候変動関連の機会・リスクへの対応や環境・社会問題の解決に資する投融資判断等を行うことが一層求められていることを背景に、2018年度から年次で、TCFDによる最終報告書（TCFD提言）を巡る国内外の動向、および投融資ポリシーの国内外の事例等について調査し「TCFD最終報告書を受けた取組みと投融資ポリシー策定に関する調査報告書」として取りまとめ、会員銀行に還元してきました。

TCFD提言を受けた取組みとしては、2021年度においてTCFDに賛同する銀行数に大きな進展が見られた一方、実際の開示に至っている銀行数の伸びは比較的限られていたことから、開示取組みのさらなる発展が期待されていました。2022年度は、統合報告書等における開示を行っている銀行が大幅に増加し、開示取組みが、一部の先進行に限らず、広く普及していることが確認されました。



一方、2021年のTCFDのガイダンス改訂への対応をはじめ、会員銀行における開示内容の充実には一層の発展の余地があることも事実です。また、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設され、「ガバナンス」および「リスク管理」に関する記載が必須となり、「戦略」および「指標及び目標」については重要性に応じて記載することとされ、多くの銀行で追加的な取組みが求められると考えられます。こうしたTCFD開示を巡る状況の変化や会員銀行の取組み状況も踏まえ、2022年度の報告書においては、国内外の銀行における今後のTCFD開示の検討の材料となるような開示例をTCFD提言の開示推奨項目ごとに取りまとめでいます。

また、投融資ポリシー策定の動向に関しては、2022年度も引き続き、会員銀行が投融資ポリシーを策定するに当たっての参考となるよう、国内の金融機関における具体的な進捗状況や開示例をフォローアップしています。

⑤カーボンニュートラル行動計画等における目標値の設定およびフォローアップ調査の実施

全銀協は、2001年度から経団連の二酸化炭素排出削減等を目標とする「カーボンニュートラル行動計画」および再資源化を目標とする「循環型社会形成自主行動計画」に参加し、目標を設定するとともに、正会員を対象に環境問題への取組状況を把握するためのフォローアップ調査を実施してきました。

【カーボンニュートラル行動計画および循環型社会形成自主行動計画の全銀協目標の変遷】

計画	目標	2022年度調査結果（2021年度実績 [※] ） ※調査の対象期間は2021年4月～2022年3月であり、正会員114行を対象としている	
カーボンニュートラル行動計画	フェーズII目標 ※フェーズI目標は2020年度で終了。	2030年度における電力使用原単位を2009年度比で19%減とする（電力使用量/延べ床面積）	<ul style="list-style-type: none"> ●正会員の電力使用量は19億759万9,502kWh、建物延床面積は1,578万2,516㎡、電力使用原単位は120.9 ●電力使用原単位について、目標の基準年度である2009年度比32.7%減、前年度比2.5ポイント減少
	(見直し後の目標) 2030年度におけるCO ₂ 排出量を2013年度比で51%減とする	※2023年1月に目標の見直しを実施。2023年度以降は左記目標を基準に調査実施予定。	
	2050年目標	<p>持続可能な社会の実現に貢献するため、国の目標と整合的な温暖化対策への取組みを、銀行界を挙げて推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2050年を展望した温暖化対策目標について、「設定している」と回答した銀行（2030年ネットゼロを目標とする銀行を含む）は44行、全体の39% 	
循環型社会形成自主行動計画	(見直し後の目標) 社会全体のカーボンニュートラル/ネットゼロへの公正な移行に向けて、銀行界を挙げて推進するとともに、CO ₂ 排出量の実質ゼロを目指す	※2023年1月に目標の見直しを実施。2023年度以降は左記目標を基準に調査実施予定。	
	紙のリサイクル率・再生紙等の購入率等に関する目標	<ul style="list-style-type: none"> ●紙のリサイクル率は91.2% 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●2025年度における紙のリサイクル率を90%以上 (注) 経団連の計画継続を踏まえ、2020年度を目標年度としていた従来の目標を2025年度まで延伸したもの ●2025年度における再生紙および環境配慮型用紙購入率を75%以上 (注) 経団連の計画継続を踏まえ、2020年度を目標年度としていた従来の目標を2025年度まで延伸したもの ●2025年度における通帳不発行型預金商品を取り扱う会員銀行数の割合を80%以上 (注) 経団連の計画継続を踏まえ2021年1月に目標設定 	<ul style="list-style-type: none"> ●再生紙および環境配慮型用紙購入率は71.8%（2025年度における数値目標を下回る状況） ●通帳不発行型預金商品の取扱いを行う銀行は102行、89.5% 	
プラスチック関連目標	<p>使用後のペットボトルの分別を会員銀行100%で実施する（目標年度：2030年度）</p> <p>清掃活動等による海洋プラスチックごみを減らす取組みを会員銀行100%で実施する（目標年度：2030年度）</p> <p>銀行界は資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実施する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●使用後のペットボトルの分別を「行っている」とする銀行は113行、99.1% ●海洋プラスチックごみを減らす取組みを「行っている」とする銀行は91行、79.8% <p>【取組事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸等の清掃活動の実施 ・プラスチック製品の利用停止等による使用量削減 ・プラスチック製品から紙製品等への切替え 	
	銀行界は政府方針に沿ったプラスチック関連の対策を行う企業へ積極的な支援を行う	●政府方針に沿ったプラスチック関連の対策を行う企業へ積極的な支援を行う銀行は21行、18.4%	

2022年度のフォローアップ調査（2021年度実績）の結果は表のとおりです。

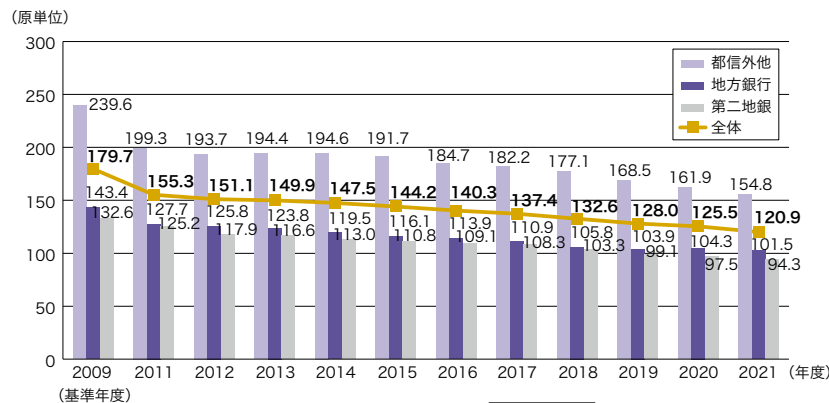
このうち、「カーボンニュートラル行動計画」におけるフェーズII目標および2050年目標については、政府における「カーボンニュートラル」宣言や地球温暖化対策計画の閣議決定等の政府動向を踏まえ、2023年1月に目標を見直しています。2023年度以降のフォローアップ調査は、見直し後の目標を踏まえ実施する予定です。

また、2025年度目標の1つである通帳不発行型預金商品の取扱いについては、コロナ禍等を踏まえ同商品の導入が大きく進んでいる状況が窺えました。

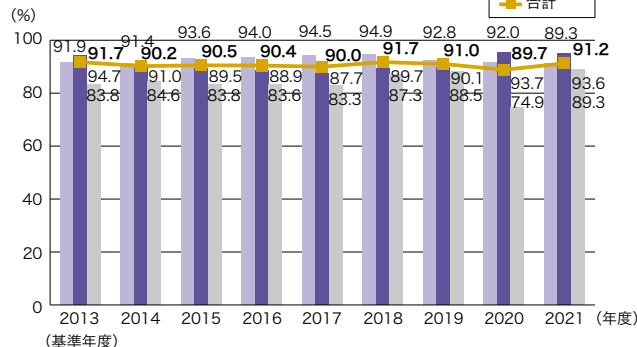
会員銀行からは、銀行の各店舗における電力使用量の削減に当たり効果のあった取組みとして、前回調査に引き続き、事務センター等の空調設備の高効率な空冷冷凍機等への更新や営業店の照明のLED化、コロナ禍における在宅勤務・自宅待機推進やオフィスの閉鎖による電灯間引きを行った事例が寄せられたほか、新たに節電対応電気製品の積極的な使用や空調機の稼働時間短縮といった事例が寄せられました。また、太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーが多くの銀行で活用されているほか、地球環境問題に関する融資面での対応や同問題への融資以外の対応商品について、全体の8割以上の銀行から「配慮している」「取り扱っている」との回答が寄せられました。

全銀協は引き続きフォローアップ調査を実施することで、会員銀行の上記目標に向けた取組みが進められるよう取り組んでいきます。

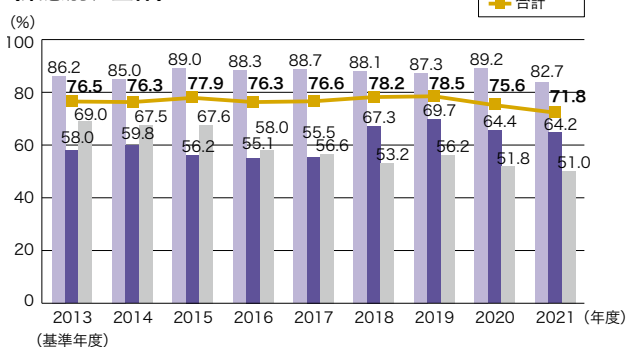
電力使用原単位（業態別、全体）



紙のリサイクル率（業態別、全体）



再生紙および環境配慮型用紙購入率（業態別、全体）



⑥自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）への対応

TNFDはTCFDに続く枠組みとして、2019年世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で着想され、2021年6月に設立された国際的なイニシアティブです。TNFDは、民間企業や金融機関が自然資本や生物多様性に関するリスクと機会を適切に評価し、開示するためのフレームワークを構築することで、世界の金融の流れを自然や生物多様性の損失を止め回復軌道に乗せる方向へシフトさせるようサポートすることを目的としています。今後、2023年9月に最終提言を取りまとめる予定であり、TCFDと同様に、企業活動に関する開示の枠組みとして広く活用されていくことが想定されます。

全銀協は、TNFDが2022年3月および6月に実施したフレームワーク開発に向けた市中協議に対して意見提出を行うなどの取組みを行っています。加えて、2022年12月、TNFDの検討をサポートするステークホルダー組織であるTNFDフォーラムに参画しました。今後もTNFDにおける議論の動向をフォローしていく予定です。

3 地域経済の活性化、地方創生への取り組み



地方創生への取り組みは、SDGsの目標「8.働きがいも経済成長も」の達成に寄与するものと考えられます。全銀協は、地方創生をSDGsの主な取組項目の1つに掲げ、中長期的に地域活性化に向けて会員銀行の積極的な取組を促進していくための取組を実施していきます。

その一環として、2018年度以降、年次で会員銀行の地方創生に関する取組事例のアンケート調査を実施し、その調査結果を会員銀行に還元するとともに、全銀協ウェブサイトにおいて公表しています。

また、本レポートにおいても会員銀行の地方創生に関する取組事例を紹介し、会員銀行の地方創生への取組の推進を図っています。

全銀協ウェブサイト

「地方創生に関する取組」<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/contribution/sousei/>

会員銀行※の取組事例（2022年度 アンケート調査結果）

- ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
 - みずほ銀行 「八丈島スマートアイランド化の推進」
 - 埼玉りそな銀行 「自治体と企業のマッチング機会を創出。『官民連携ChallengePitch』の開催」
 - 三井住友信託銀行 「神戸市との産学官共創モデルに向けた連携」
- 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
 - 三菱UFJ銀行 「観光産業をテーマとした会員制イノベーションHUB『MUIC Kansai』、『『ALL-JAPAN観光立国ファンド』を通じた地域創生プロジェクトへの支援」
 - 三井住友銀行 「秩父市における歴史的建造物を活用した地域活性化事業」、「神話・伝承探訪アプリ『たまむすび』を活用した鉄道沿線活性化」
- 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
 - りそな銀行 「社会課題解決型プロジェクト創出業務『地域社会未来創出プロジェクト』」
- 新しい時代の流れを力にする
 - 三井住友信託銀行 「京都府サステナブルファイナンスフレームワーク構築支援」

※地方銀行および第二地方銀行協会加盟行の取組事例は、以下の全国地方銀行協会および第二地方銀行協会のウェブサイト参照

全国地方銀行協会ウェブサイト

「地方創生事例集」https://www.chiginkyo.or.jp/regional_banks/initiative/creation/

第二地方銀行協会ウェブサイト

「地域活性化」https://www.dainichiginkyo.or.jp/membership/region_activate.html

また、全銀協は、内閣府 地方創生推進事務局が2018年8月に設置した「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」に加入しており、同プラットフォームを通じて、会員銀行への情報還元等を図っています。

4

金融経済教育活動の推進による国民の金融リテラシー向上



全銀協は従来から、「銀行の役割・機能等の理解促進」に加え、「家計管理・生活設計」や「金融取引に関する意識・知識等の向上」等、金融リテラシー向上を目的とした金融経済教育活動を積極的に行ってきました。

この金融経済教育の意義・目的は、「金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、公正で持続可能な社会の実現にも貢献していくこと」（金融経済教育研究会報告書（2013年4月））であり、これは「持続可能なライフスタイルの理解」等をターゲットに掲げるSDGsの目標「4.質の高い教育をみんなに」の達成に寄与するものです。

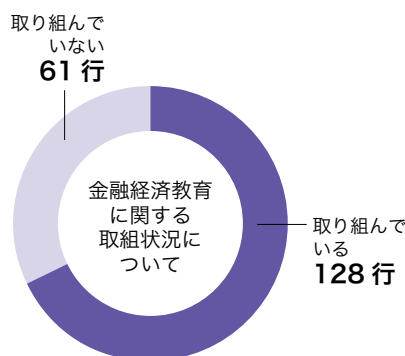
このため、金融経済教育活動の推進による国民の金融リテラシー向上をSDGsの主な取組項目の1つに掲げ、中長期的に取組みを推進・拡充していくこととしています。

①金融経済教育の取組みに関するアンケート調査

会員銀行における金融経済教育活動に関する取組状況等を把握し、その結果を還元することにより会員銀行の取組みを一層促進することを目的として、正・準・特例会員を対象にアンケート調査（2021年度実績）を行いました。189行から回答があり、取組事例等を含む集計結果を会員銀行に還元しました。本アンケート調査の結果（概要）は以下のとおりです。

2022年度アンケート調査の結果(概要) ※2021年度実績

- 金融経済教育に関する実施状況について、回答のあった189行中128行（68%）（正会員においては、114行中112行（98%））が金融経済教育を実施（なお、金融経済教育を実施している128行中120行（94%）が、活動の中止・自粛や活動内容の変更（オンライン等非対面への振替）等、新型コロナウイルス感染拡大等による影響があったと回答）。
- 金融経済教育の具体的活動別の2021年度の実施状況（実施回数、合計回数、合計人数）は以下のとおりであり、約18万人（重複除く）に対して実施。



2021年度の金融経済教育に関する各種取組みの実施状況

	出張講座	銀行見学	寄附講座	セミナー・講座等	イベント	インターンシップ	合計
実施行数(行)	79	67	39	59	49	79	-
合計回数(回)	1,269	336	187	2,494	179	1,391	5,856
合計人数(人)	56,698	4,967	10,073	57,621	13,256	33,754	176,369

- 金融経済教育活動の具体事例として以下の回答（抜粋）がありました。
 - 親子向け「お金の教室」のオンライン開催
 - 地域金融ビジネスをテーマにした高校生向けオンラインセミナーの開催
 - 取引先企業の従業員等向け資産形成セミナーの開催
 - 低所得等の女性を対象としたマネートレーニングを含む就労支援
- 新型コロナウイルス感染症拡大等による新規取組・今後の課題として、主に以下の回答がありました。
 - [新規取組]
 - オンラインプログラムにおける参加型ワークや体験型イベントの実施、オンライン対応等にあわせたカリキュラムの見直し・変更
 - [今後の課題]
 - 非対面での金融経済教育の提供のあり方、ウェブコンテンツの拡充、オンライン講義等のチャネルの強化、実施形態や実施基準の検討、等

②家計管理・資産形成推進に関する広報活動

超高齢社会を見据え、「人生100年時代」ともいわれる長寿社会に合わせた資産管理の重要性が増しており、国民の安定的な資産形成を広く普及させる仕組みとしてiDeCoやつみたてNISAなどの制度が整備されました。こうした背景を踏まえ、全銀協は「貯蓄から資産形成へ」の流れを後押しする取組みを重要課題の1つと捉え、資産形成の必要性をテーマにした活動に力を入れています。

具体的には、大学生、若年社会人等をターゲット層に設定し、昨今のデジタル化の進展等を踏まえ、ウェブサイトやスマートフォンアプリなどの媒体を活用しながら、訴求力のある著名人等を起用した広告戦略を展開してきています。

2022年度は、11月に新しい資本主義実現会議において「資産所得倍増プラン」が決定されるなど、本活動の重要性がますます高まっていることなどを踏まえ、2023年2月からリアル脱出ゲーム（株式会社SCRAP）とコラボレーションのうえ、「家計管理」を基礎とした「資産形成」の重要性について、謎解き形式で学びながら実践（アウトプット）できるオンラインコンテンツを提供しています。

また、2022年4月の成年年齢引下げを踏まえ、同年3月から、成年年齢引下げに伴う変更点や注意事項について解説する特設サイト「成年年齢引下げとお金のだいじな話」および若手俳優を起用した動画による広報活動を行っています。



※「リアル脱出ゲーム」は株式会社SCRAPの登録商標です。

③ どこでも出張講座

2003年以降、学校の授業や消費者セミナー、教員研修などへ依頼に応じて全銀協役員等を講師として派遣する「どこでも出張講座」を実施しています。

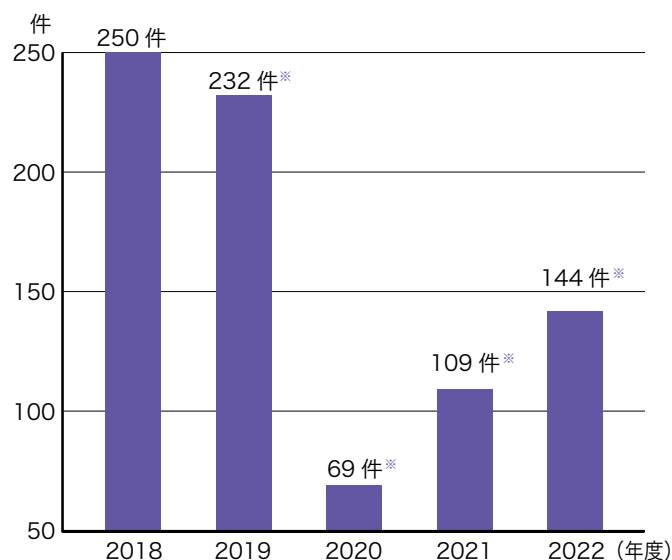
2022年度も、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、原則として非対面（オンライン等）により講義を行い、非対面による対応が難しい場合に限り、感染予防対策が講じられていることを確認のうえ、講師派遣を行いました（2022年度は対面・非対面合わせて144件実施）。

取り扱うテーマは依頼者の希望等を踏まえて設定しますが、主なものは以下のとおりです。

対象層と主なテーマ

対象層	主なテーマ
中学・高校生	銀行のしごと
	金融のしくみと社会のかかわり
高校・大学生	ローン・クレジットのしくみとお金の使い方
	社会に出て気をつけたいお金のこと
大学生	銀行業界の動向
一般消費者等	初心者のための金融商品を選ぶポイント
	金融犯罪の手口と対策
教員等	金融経済教育の実践について

過去5年間の件数推移



※2019～2022年度は、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、一部実施を見送り。

④金融経済教育研究指定校制度・高校生による特殊詐欺防止啓発活動

「金融経済教育研究指定校制度」は、金融経済教育に積極的に取り組む中学校や高等学校を指定し、教材、講師派遣等のツールを提供して当該校における金融経済教育の実施を支援する取組みとして2010年度にスタートしました。2012年度以降は、金融経済教育の普及について各地教育委員会により深く関与していただくため、当該教育委員会と連携して学校を指定し、活動を推進してきました。

授業の様を近隣の学校にも公開し、地域単位での金融経済教育の面的普及を目指すとともに、全銀協のウェブサイトにて授業事例を示すことで、教材の普及と授業における有効活用が図られることを期待しています。

2022年度は、栃木県の教育委員会と連携のうえ、栃木県立栃木翔南高等学校を研究指定校に指定し、「経済的な自立」、「家計の構造と社会」や「経済計画とリスク管理」等をテーマに授業を実施しました。



研究指定校での授業の様

金融経済教育研究指定校 実績

年度	教育委員会	指定校
2018	兵庫県	兵庫県立北条高等学校、同姫路商業高等学校
2019	茨城県 さいたま市 広島市	茨城県立竜ヶ崎第一高等学校 さいたま市立浦和中学校・高等学校 広島市立可部中学校
2020	群馬県 大阪市	群馬県立伊勢崎高等学校、同太田女子高等学校 大阪府立東高等学校（当時は大阪市立東高等学校）
2021	山梨県	山梨県立甲府東高等学校
2022	栃木県	栃木県立栃木翔南高等学校

グッズの配布・啓発活動の様子



「高校生による特殊詐欺防止啓発活動」は、生徒自身が特殊詐欺の被害が身近なところで起きている問題であることを認識し、その防止策等について理解し、生徒自身が考えた「特殊詐欺防止啓発活動」を地元地域で実践することで、生徒による社会貢献活動、ひいては地域における「特殊詐欺防止啓発活動」の自立的な広がりを期待した取組みです。高等学校家庭科の学習指導要領に明記されている「学校家庭クラブ活動」等の取組みであり、2016年度からスタートしました。全銀協は、支援金の拠出や、活動に当たっての各種アドバイス、資料提供等のサポートを行っています。

2022年度は、富山県立志貴野高等学校に活動を委嘱し、地元警察署と連携のうえ、地域住民への啓発グッズの配布・呼びかけなどを行ったほか、七夕祭りや子ども食堂での啓発活動も行いました。本活動については、地元新聞記事に掲載され、また、地元警察から感謝状が贈呈されました。

特殊詐欺防止啓発活動実施校 実績

年度	教育委員会	指定校
2018	埼玉県	埼玉県立進修館高等学校
2019	茨城県	茨城県立土浦湖北高等学校
2020	群馬県	群馬県立館林女子高等学校
2021	山梨県	山梨県立山梨高等学校
2022	富山県	富山県立志貴野高等学校

⑤各種教材等

全銀協は従来から広報活動の一環として銀行業務を紹介するパンフレットやビデオなどを作成して関係先（消費生活センター、学校、個人等）へ配布してきました。「金融リテラシーマップ」※の公表、成年年齢の引下げや新学習指導要領の実施、人生100年時代を見据えた資産形成・管理など、金融経済教育の充実に対する社会的要請等を踏まえ、近時は対象（中学生、高校生、大学生、社会人、高齢者等）ごとに教育・啓発を行う内容を整理し、冊子や映像等の教材を作成しています。

※金融リテラシーマップ

「金融経済教育研究会報告書（2013年4月 金融庁公表）」が示した「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を項目別・年齢層別に具体的に記したもので、金融経済教育推進会議において取りまとめられ、2014年6月に公表（その後2015年6月一部改訂）。

2022年度は以下のような教材を配布しました（（ ）内は主な対象層）。

2022年度の主な配布教材

- はじめてのお金の時間（中学生）
- 好きなアーティストから考える あなたと銀行のかかわり（中学生以上）
- 生活設計・マネープランゲーム（中学生以上）
- シリーズ教材お金のキホン（高校生以上）
- はじめてのサステナブルファイナンス 金融の力で地球のピンチを救おう！（高校生以上）
- 金融知識入門シリーズ（大学生以上）
- 動物たちと学ぶ 手形・小切手のはなし（社会人）
- 銀行の金融商品・サービス（社会人）
- 金融犯罪安全チェック（社会人・高齢者）
- 人生100年時代 始めようお金の準備（高齢者）
- これで安心！ 金融商品のご購入（高齢者）



また、「貯蓄から投資へ」および「資産所得倍増プラン」決定の流れを受け、2022年度は新たに若年社会人を対象として、家計管理・資産形成に関する知識のアウトプットおよび実践を目的とした体験型投資学習アプリ教材「まねらん」を作成しました。



⑥日証協とのMOU締結

全銀協および日本証券業協会（以下「日証協」という）は、2021年12月に、両協会が連携・協力して金融経済教育および子どもや若者の貧困問題に関する取組みを推進するためMOU（Memorandum of Understanding：基本合意書）を締結しました。MOUを踏まえ、2022年度は金融経済教育における講師人材の共同利用、イベント・セミナー等における連携・協力など、以下の取組みを行いました。

【連携・協力の主な取組み】

金融経済教育における講師人材の共同利用	<ul style="list-style-type: none"> 日証協「金融・証券インストラクター制度」に倣い、全銀協に新たに「金融インストラクター制度」を導入。両協会に登録した講師を共同で利用できる体制を整備。
子どもや若者の貧困問題対策における連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> 銀行界および証券界の取組みの気運を一層高めていくことを主な目的として、2023年2月に大阪および福岡において、両協会の会員を対象とした「子ども・若者の貧困問題に関するセミナー」をハイブリッド開催（23頁⑦参照）。
イベント・セミナー等における連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> 全銀協・日証協で連携・協力し、イベント・セミナー等で使用する「家計管理・資産形成」に関する共同コンテンツ（講義用レジュメ）を作成。 2022年8月に全銀協・日証協共同で教員向け「家計管理・資産形成セミナー」をオンライン形式で開催。 同年10月中旬～12月中旬にかけて、東京商工会議所主催、全銀協・日証協共催による「家計管理・資産形成セミナー」のオンデマンド動画を配信（東京商工会議所会員以外も視聴可）。

セミナーの様子



⑦子ども・若者の貧困問題に関する取組み

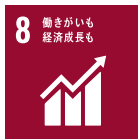
日証協との連携事業（23頁⑥参照）の一環として、子ども・若者の貧困問題について、銀行界および証券界の取組みの気運を一層高めていくことを主な目的として、2023年2月に大阪および福岡において、全銀協・日証協共同で、両協会の会員を対象とした「子ども・若者の貧困問題に関するセミナー」をハイブリッド形式（実開催およびオンライン配信）で開催しました。

当日は、開催地の自治体から当該地域における子どもや若者の貧困問題の現状や対策について、また、NPO法人等から困難を抱えた子ども・若者の現状や活動内容について講演を行ったほか、会員銀行および証券会社からそれぞれの取組事例の紹介がありました。

セミナー登壇者

	大阪（2/7）	福岡（2/20）
自治体	大阪府	福岡県
NPO法人等	公益社団法人日本ユネスコ協会連盟	公益社団法人日本ユネスコ協会連盟
	特定非営利活動法人子どもセンターぬっく	特定非営利活動法人子どもNPOセンター福岡
銀行	りそなホールディングス	西日本シティ銀行
証券会社	光世証券	大和証券

その他、2022年12月に開催された、ふくいユネスコ協会主催「2022ふくいユネスコフォーラム」について全銀協として後援を行うとともに、銀行界における取組みをより一層拡大する観点から、子ども・若者の貧困問題に関する会員銀行の取組事例を会員銀行に紹介しました。



5 高齢者等、様々な利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等

超長寿社会の到来等を見据え、高齢者等、様々な利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充を推進することは、「金融サービスの拡充」等をターゲットに掲げるSDGsの目標「8.働きがいも経済成長も」の達成に寄与するものです。

全銀協は、「高齢者等、様々な利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等」をSDGsの主な取組項目の1つに掲げ、今後もその重要性はますます高まるとの認識のもと、活動を推進・拡充しています。

① 会員銀行における態勢整備

全銀協は、会員銀行が、高齢のお客さま（特に認知判断能力の低下した方）・代理の方と金融取引を行う際や、社会福祉関係機関等と連携する際の参考となるよう、2020年度に「金融取引の代理等に関する考え方」および「銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」を取りまとめました。

認知判断能力の低下した方を対象とした、あるいは将来の認知機能の低下に備えた商品やサービスについては、多くの銀行が提供を始めているところです。

② 認知症サポーター養成講座

全銀協は、銀行界における認知症サポーター数を増やすことを目的に、2007年度から全国キャラバン・メイト連絡協議会の協力を得て、会員銀行等を対象に認知症サポーター養成講座を毎年開催しています。「認知症サポーター」とは、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者のことです。

2017年7月に開催された「第6回認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議」の場で、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）における認知症サポーターの養成人数の目標が更新（2017年度末までに800万人であったところ、2020年度末までに1,200万人に更新）され、2019年6月にはこの新オレンジプランをさらに発展させ、認知症との「共生」と「予防」を両輪として施策の推進を目指す「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。



養成講座の様子

こうした背景等を踏まえ、2022年度は2022年12月19日に認知症サポーター養成講座を開催しました。当日は、認知症の症状等を学ぶとともに、ATMや銀行店頭での認知症の方への接し方などについての具体的な事例を通じて参加者の理解を深めました。

③ 高齢者向け金融リテラシー教材の継続配付

全銀協は、金融犯罪被害や金融商品販売におけるトラブルの防止、適切な資産管理や資産運用の啓発等を目的とした、高齢者に対する金融経済教育を実施しています。

2021年度に引き続き、高齢者向けの金融リテラシー教材、「金融犯罪の防止啓発」および「金融商品・サービスの種類・特徴・リスク」をテーマとした教材を配付しました。

- ・人生100年時代 始めようお金の準備
- ・金融知識入門シリーズ（はじめて学ぶ相続ガイドBOOK）
- ・金融犯罪安全チェック
- ・これで安心！ 金融商品のご購入



④障がい者対応等に向けた取組みに関するアンケート調査

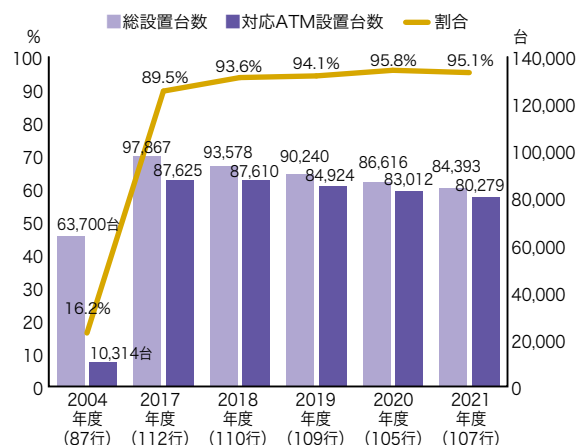
会員銀行のユニバーサルサービスの状況を把握することを目的に、2004年度から毎年、正会員に対して、障がい者対応等に向けた取組みに関するアンケート調査を実施しています。

2022年度は、正会員（114行）を対象に、2022年3月末時点の状況についてアンケート調査を実施しました。

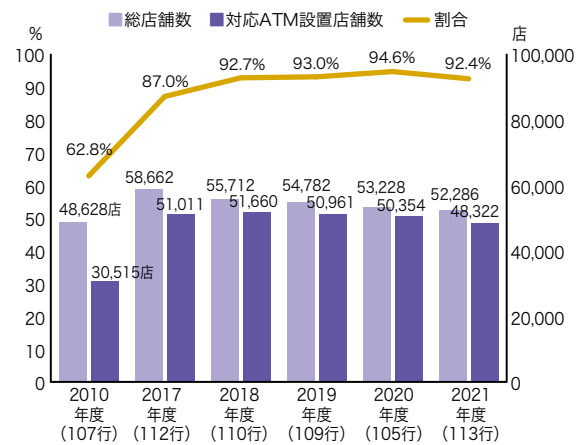
2004年度の調査開始以降、会員銀行の取組みは着実に進んでおり、例えば、視覚障がい者対応ATMの設置台数の総設置台数に占める割合は95.1%に達し、2004年度に比べて78.9ポイント増加しました。また、視覚障がい者対応ATMを設置している店舗の総店舗数に占める割合は、当該項目の調査を開始した2010年度対比29.6ポイント増加し、92.4%に達しています。

今後も、会員銀行のさらなる取組みに資するため、必要に応じて項目を見直ししながら、継続的にアンケート調査を実施する予定です。

視覚障がい者対応ATM設置台数 全体の推移



視覚障がい者対応ATM設置店舗数（無人店舗を含む）



※2010年度から当該項目の調査を開始

⑤関係省庁等でのバリアフリーの取組みに関する議論のフォロー等

当局等が主催する障がい者団体等との会合に全銀協も参加し意見交換を行うとともに、障がい者向けのサービス内容や障がい者団体から寄せられた意見や要望を会員銀行に提供するなどの取組みを実施しています。

2022年度は、①金融庁の「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」への参加、②国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議」への参加、③内閣府の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（改定案）」に対する意見書提出、などの活動を行いました。また、障がい者団体からの要望事項を会員銀行に周知して意識醸成を図りました。

6

デジタル化の推進と安心・安全かつ 利便性の高い金融サービスの提供



銀行は、企業間あるいは企業と個人・政府等との間の債権・債務を清算するために、振込・振替、手形・小切手等の資金決済サービスを提供しています。この資金決済サービスを支える基盤が銀行間の「決済システム」であり、わが国の決済システムとしては、最終的な資金決済を行う日本銀行の当座預金決済（日銀ネット）がありますが、全銀協が運営主体となっているものとして、外国為替取引の円決済を担う外国為替円決済制度、および手形・小切手等の決済を担う手形交換制度（電子交換所）、また、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）が運営主体となっているものとして、振込・送金等を担う全国銀行データ通信システム（全銀システム）があります。これらは、いずれも銀行が提供する資金決済サービスを効率的に行えるようにするための基盤であり、経済活動のインフラとして公共性の高いものといえます。

あらゆる利用者にとっての金融サービスの利便性を追求し、決済システムの高度化・キャッシュレス化を進めていくことはSDGsの目標「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に寄与するものです。全銀協は、今後もその重要性を踏まえ、取組みを一層強化していくこととしています。

① ZEDIの利用拡大

2018年12月にサービスを開始した「全銀EDIシステム（ZEDI）[※]」は、ISO20022でも採用されている従来の振込電文よりも情報項目を柔軟に設定することのできるXML電文フォーマットを採用したプラットフォームであり、請求書番号や支払通知発行日などの商取引に関する情報を総合振込のデータに添付することが可能です。これにより、どの取引に対する支払なのか、振込金額の内容が分かるようになり、受取企業側での売掛金の回収確認（消込処理）の効率化、さらに支払企業側にとっても問い合わせ対応の負担軽減につながり、経理業務の効率化につながります。

2022年度は、全銀協が2021年1月に特別会員として入会した「デジタルインボイス推進協議会」（2022年6月に「電子インボイス推進協議会」から改称）におけるPeppolとZEDIとの連携に係る検討状況をフォローしました。また、2022年11月を「決済・経理業務の電子化推進強化月間」に設定し、でんさいネットの「でんさい推進強化月間」とあわせて、ZEDIをはじめとする銀行サービスを集中的に訴求するなど、企業に対する情報発信を強化しました。



ZEDI導入事例紹介パネル

さらに、全銀協はZEDIの利活用促進に向けた各種会合にも参画し、関係省庁および関係産業団体等と検討を行いました。具体的には、全銀ネットの「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」傘下に設置された「ZEDI利活用促進ワーキンググループ」に参加するとともに、情報処理推進機構（IPA）デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）に設置された「企業間取引将来ビジョン検討会」（2022年11月に「契約・決済アーキテクチャ検討会」から改組）にもオブザーバー参加しました。

特に、標準化されたデジタルインボイスおよび決済への連携に対応した製品・サービスの開発を促し、企業間の請求・決済取引のデジタル化の促進、ひいては企業の業務効率化・生産性向上に貢献することを目的とした、全銀ネットの「デジタルインボイス・決済連携サービス開発助成プロジェクト」を支援しています。

全銀協は引き続き、ZEDIの利用拡大に向けた取組みを継続していきます。

※ ZEDIのサービス開始に至る経緯

2015年12月、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告」において、企業間の国内送金指図（振込データ）で使用する電文方式について、「2020年までに、現行の固定長電文を廃止し、情報量や情報の互換性等の点で優れているXML電文に移行する」ことが提言。それを踏まえ、2016年2月以降、金融界、産業界、システム関連事業者、金融庁等をメンバーとする「XML電文への移行に関する検討会」において具体化に向けた検討に着手。同年12月、その検討結果を受けて、全銀協および全銀ネットは、銀行界が提供する新たな決済インフラとして構築を決定。

②全銀システムの高度化・資金決済の利便性向上に向けた取組み

全銀ネットが運営する全銀システムは、全国銀行内国為替制度に加盟する金融機関（2023年3月現在の加盟銀行数：1,148行）（以下「加盟銀行」という）の間の内国為替取引に関する通知の送受信、および当該取引によって生じる加盟銀行間の為替決済額の算出・清算などを集中的に行うオンラインシステムのことで、わが国の決済システムの中核として大きな役割を果たしています。

全銀システムの特長としては、1973年の稼働開始以来、運用時間中にオンライン取引を停止したことがない安全性・信頼性、国内のほぼすべての金融機関が参加している広範なネットワークにもとづく利便性、稼働開始当初から世界に先駆けて即時入金を実現した先進性が挙げられます。

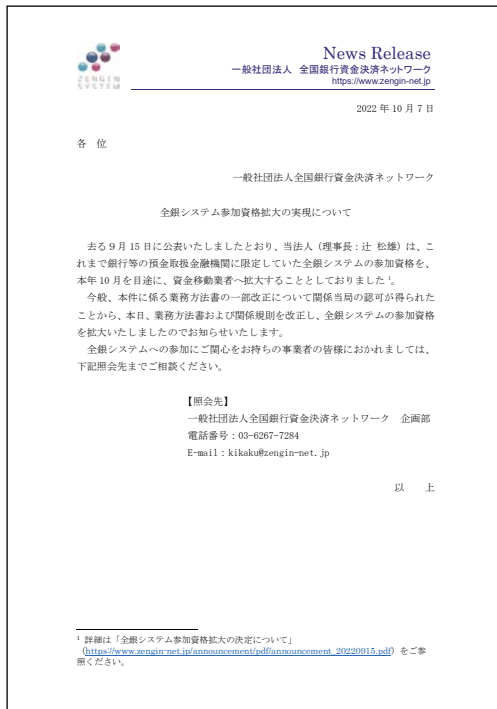
昨今、デジタル化の進展等に伴い、キャッシュレス決済が浸透しつつあることを背景に、決済サービスのインターオペラビリティ（相互運用性）の確保や、利便性の高い送金サービス等の提供への期待が日々高まりつつあります。

全銀ネットでは、銀行や当局、学識者や決済業種関係団体、システム関連事業者等のステークホルダーと「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」および下部の「次世代資金決済システム検討ワーキンググループ」において議論を重ね、従来、銀行等の預金取扱金融機関に限定していた全銀システムの参加資格を、2022年10月から資金移動業者（ノンバンク）に拡大しました。

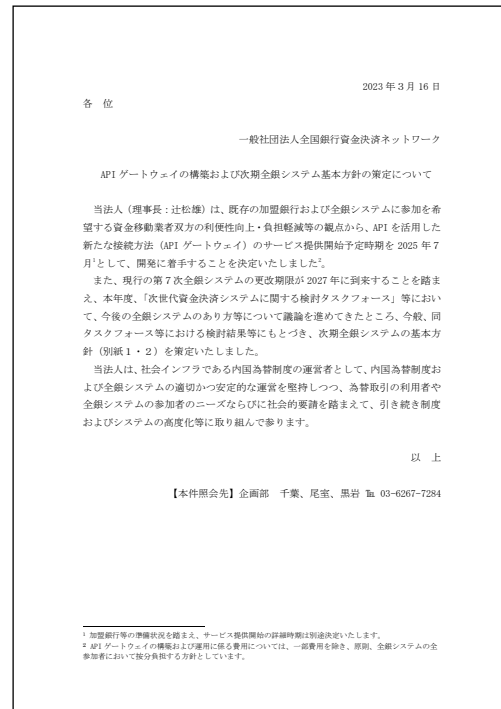
また、持続的な経済成長を支えるため、次世代にふさわしい決済システムを構築するべく、2023年3月には、2027年に更改予定の次期全銀システムの基本方針を策定しました。

加えて、全銀システムの高度化の一環として、2025年7月にAPIを活用した新たな接続方法（APIゲートウェイ）を構築することを決定しました。

全銀ネットは、全銀協と連携しつつ、内国為替取引に対する利用者のニーズや社会的要請を踏まえて、全銀システムの高度化や資金決済の利便性向上に向けて取り組んでいきます。



2022年10月7日付リリース
「全銀システム参加資格拡大の実現について」



2023年3月16日付リリース
「APIゲートウェイの構築および次期全銀システム基本方針の策定について」

③手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組みの推進

手形・小切手機能の電子化は、政府の「未来投資戦略2017」を踏まえ、全銀協が事務局を務める「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」において2017年12月から2018年12月にかけて検討を行いました。その結果、「(国内の取引に関わる手形・小切手の)全面的な電子化を視野に入れつつ、(2019年から2023年までの)5年間で全国手形交換枚数(手形・小切手・その他証券の合計)の約6割が電子的な方法に移行することを中間的な目標として設定し、手形・小切手機能の電子化をより一層推進すべきである」と提言した報告書を公表しました。また、上記取組みを踏まえて今後減少していく手形・小切手に係る銀行間の交換業務の効率化を図るため、全面的な電子化までの過渡期対応として、2019年6月に電子交換所の設立を決定し、2022年11月から交換決済を開始しました。

2021年6月の政府の「成長戦略実行計画」において、「5年後(2026年)の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する」とともに、「小切手の全面的な電子化を図る」ことが明記されました。これを受けて、2021年4月に設置した全銀協が事務局を務める「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」において、手形・小切手機能の「全面的な電子化」に向けた検討を行い、2021年7月に「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」を策定しました。本行動計画では、2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを最終目標に掲げており、金融界はこの目標達成に向け、産業界や関係省庁と密に連携して各種取組みを進めています。

さらに、2022年度は、政府要請を踏まえ、本行動計画を改定し、電子交換所のあり方に関する記載内容を具体化したほか、以下の取組みを行いました。

- 全面的な電子化を紹介するための新たな周知・広報ツール(チラシおよび動画)の作成(10月)
- 「決済・経理業務の電子化推進強化月間」を設定し、SNSやウェブ広告を使った周知等を実施(11月)
- 全銀協関係法人であるでんさいネットとの共催による企業向けオンラインセミナー「手形・小切手の全面的な電子化セミナー」(後援:金融庁、経済産業省、中小企業庁、日本商工会議所、一般社団法人日本経済団体連合会)の開催(11~1月計12回)

でんさいネットにおいても、参加金融機関と一体となって、手形から電子記録債権(でんさい)への移行を推進すべく、企業に対する周知広報活動を実施しています。具体的には、2022年5~7月にオンラインセミナー「でんさいをはじめて知った方でも安心♪わかる! でんさいオンラインセミナー」を合計12回開催したほか、全銀協の「決済・経理業務の電子化推進強化月間」とあわせて、2022年11月を「でんさい推進強化月間」と位置づけ、参加金融機関を通じた「手形機能の全面的な電子化」チラシの手形利用企業への配付および企業への「ウェブ説明会」の実施等の活動を行いました。

また、利用企業が、パソコンのほかスマートフォン・タブレットからでんさいを利用することを可能とする新たな利用チャネルを構築する方針を2022年9月に決定し、公表したほか、約束手形等と同等以上の商品性を確保する観点から、2023年1月にでんさいサービスの機能改善(債務者請求方式における記録請求の制限期間の短縮・債権金額下限の引下げ)を行い、チラシの配布等による周知活動を行いました。



「手形・小切手の全面的な電子化」チラシ

④税・公金収納の効率化の検討

現在、国や自治体への税金等を納める場合には、紙の納付書を金融機関の窓口を持参して現金で支払うことが多く行われています。しかし、この窓口納付は、納付者にとっては来店の負担がかかるとともに受付時間の制約があるほか、行政機関や金融機関にとっても納付書や現金の処理に多くのコストを要する納付方法です。「税・公金収納・支払の効率化」とは、こうした一連の手続きを効率化することで、すべての関係者の負担をなくしていく取組みです。

2017年度～2019年度は、全銀協が事務局を務める「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」（以下「勉強会」という）およびその下部に設置した実務者級のワーキング・グループにおいて、官民の意見交換・検討を進めました。勉強会では、毎年度、調査レポートを取りまとめ、公表しました。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、窓口納付以外の電子的な納付方法の利用を勧奨するべく、行政機関への働きかけや一般の方へのお知らせを行ったほか、勉強会調査レポートにおける継続検討事項について、関係者と協議を進めました。

2021年度は、地方税のうち自動車税や固定資産税等の4つの税目について、スマートフォン等を用いたQRコード納付を可能とする方針が決まりました（2023年4月取扱開始予定）。これを踏まえ、全銀協は、総務省と共同でQRコードの統一規格を策定しました。また、警察庁の取組みとして、一部の県において、交通違反をした場合に支払う反則金の振込納付が可能となりました（従来、金融機関窓口でしか納付できなかったもの。2021年6月取扱開始）。

2022年度は、地方税のQRコード納付の円滑な制度開始に向けて、詳細に関係者と検討しました。また、地方税のうち自動車税や固定資産税等の4つの税目以外の税目（確定税額通知分）についても、QRコード納付を可能とするよう働きかけを行い、原則としてQRコード納付を可能とする方針が決まりました（2024年4月取扱開始）。その他、国税庁の取組みとして、国税の「スマホアプリ納付」が開始されており（2022年12月取扱開始）、また、厚生労働省・日本年金機構の取組みとして、国民年金保険料の「スマホアプリ納付」も開始されています（2023年2月取扱開始）。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも、紙や現金を対面で授受する現在の納付方法を見直し、これを電子化することの重要性が一層高まっています。全銀協は、さらなる税・公金収納の効率化・電子化に向けた取組みを今後も進めていきます。

7 | 金融犯罪およびマネー・ローンダリング、FATFへの対応



全銀協は、すべての利用者に安心して銀行を利用いただけるように、オレオレ詐欺などの特殊詐欺に関する金融犯罪防止啓発活動を行うとともに、重大な組織犯罪の資金源であるマネー・ローンダリング（資金洗浄）への対策の推進など、各種犯罪の抑止に向けた活動を積極的に行ってきました。

これらの活動は、SDGsの目標「16.平和と公正をすべての人に」が掲げる平和で包摂的な社会の促進に資すると考えられます。全銀協はその重要性に鑑み、これをSDGsの主な取組項目の1つに掲げ、中長期的に活動を推進していくこととしています。

①インターネット・バンキングのセキュリティ対策に関する取組み

インターネット・バンキングによる預金等の不正な払戻しは、預金の安全性を脅かし、銀行業の要である「お客さまからの信頼」を揺るがしかねない重大な問題であると認識しており、2011年度以降、会員銀行におけるインターネット・バンキングのセキュリティ対策の状況を把握すること、および当該結果の還元による会員銀行の取組みを促進することを目的として、正会員・一部の準会員・特例会員を対象にアンケート調査を実施しています。主なアンケート調査項目は以下のとおりです。

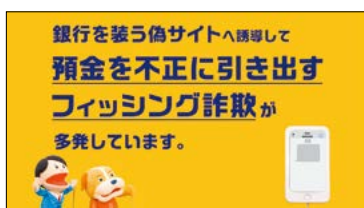
- インターネット・バンキングの利用状況
- インターネット・バンキングによる不正送金被害の発生状況
- 被害の発生防止に向けたモニタリングの実施状況

今後もその重要性を踏まえ、本アンケート調査を継続的に実施していく予定です。

②特殊詐欺等に関する金融犯罪防止啓発活動

2008年度以降、毎年度、各種の特殊詐欺等撲滅に向けた活動を展開しています。しかしながら、警察当局が発表した統計によると、特殊詐欺の被害は依然として高水準にあり、こうした状況のもと、全銀協においても、金融犯罪に関する被害未然防止に向けたさらなる啓発活動が期待されています。

2022年度は、全銀協キャラクターの「ワンクッションくん」をキービジュアルとした啓発リーフレット、動画およびバナー広告を作成し、YouTubeや民放キャッチアップ配信（各放送局配信サイトおよびTVer等）、全国の医療関連施設に設置された専用ディスプレイ、Google提携サイトにおける広告等で放映するなど、足元で多発している還付金詐欺やオレオレ詐欺、フィッシング詐欺への啓発活動を行いました。



動画



バナー広告

③ FATF 対日相互審査フォローアップに係る対応

金融機関におけるマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止対策（以下「AML/CFT（Anti-Money Laundering/Countering the Financing of Terrorism）対策」という）は、国際社会がテロ等の脅威に直面するなかで取り組まなければならない喫緊の課題であり、その重要性はますます高まっています。

FATF^{*}では、AML/CFT対策の国際基準であるFATF勧告を策定し、その履行状況についてFATF参加国間で相互審査を実施しており、日本に対しては2019年10～11月に第4次相互審査が実施されました。2021年8月に審査結果が公表され、日本は「重点フォローアップ国」と評価されました。審査結果で示された改善すべき事項について、FATFによるフォローアップ調査が実施され、日本としてAML/CFT態勢のさらなる高度化が求められています（対日相互審査フォローアップ報告書（第1回）は2022年9月13日にFATFより公表）。

全銀協は、官民の連携の促進等を目的として、2018年4月から「マネロン対応高度化官民連絡会」を開催し、AML/CFTについて関係当局と情報交換を行っています。また、銀行界全体で会員銀行の取組みの一層の支援・推進を図るため、全銀協組織内に設置した「AML/CFT対策支援室」において、マネロンに関する海外重要文書の翻訳等を会員銀行に提供しています。

加えて、金融庁の「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（2018年2月公表）により、銀行においては、お客さまとの取引の内容や状況等に応じて、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」等の法律で定められている以上の事項を追加で確認するなどの対応が求められていることについて、銀行のお客さまに周知するため、全銀協は2018年度から継続的に周知活動を実施しています。

2022年度はウェブ広告の実施やポスターの制作など、様々な媒体を使用した広報活動を11月から3月まで実施しました。

また、2023年1月、AML/CFT業務の高度化・共同化を図ることを目的とした新会社「株式会社マネー・ロンダリング対策共同機構」を設立し、2024年度以降の段階的なサービス提供に向けた準備を進めています。

^{*}FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）

1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立されたマネー・ロンダリング対策の国際協調を推進するための多国間の枠組み。2001年の米国同時多発テロ事件を機に、テロ資金供与対策にも取り組んでいる。メンバーはG7を含む37か国・地域、2国際機関。



ウェブ広告

お客さま情報の 「定期更新」にご協力を。

銀行では、マネー・ロンダリングやテロ資金供与の防止に力を入れています。お客さまのお取引の内容や状況等に応じて、定期的に銀行の窓口や郵送等で、お客さま情報やお取引の目的等をご確認させていただく場合があります。

お客さま情報を定期的に確認することで、マネー・ロンダリングや、テロ組織への資金供与の防止につながります。

手紙やはがきは届いていませんか？

ご利用の金融機関から、「お客さま情報の確認」や「お取引目的の確認」と記載された郵便物が届きましたら、開封・確認のうえ、郵便・ウェブサイト等によりご回答をお願いします。

ご注意ください。 銀行からの送付をきたる電子メールやSMSからインターネットバンキング等の偽サイトへ誘導し、お客さま情報の詐取を試みるフィッシング詐欺にはご注意ください。

ポスター

8

人権・ダイバーシティを巡る 動向を踏まえた取組の充実



全銀協は、会員銀行の人権啓発を図るため、講演会の開催や人権標語などに従来から取り組んできました。これらの活動はSDGsの目標「5.ジェンダー平等を実現しよう」および「10.人や国の不平等をなくそう」の達成に寄与するものと考えられます。

その重要性に鑑み、人権やダイバーシティに関する取組を主な取組項目の1つに掲げ、中長期的に取組を推進することとしています。

①人権・同和問題啓発講演会

会員銀行の人権への啓発を目的として、1981年以降、年2回、専門家を講師に迎え「人権・同和問題啓発講演会」を開催し、人権問題に対する意識を深めてもらうとともに、人権問題に関する情報提供の機会を設けています。これまで同和問題をはじめ、企業・銀行と人権の問題に係るテーマを扱ったほか、近時はハラスメント、LGBT、障がい者や外国人差別等の新たな問題を取り上げています。

2022年11月の講演会は、2019年に新設された在留資格（特定技能）による外国人材の流入や東京オリンピック・パラリンピックでの訪日外国人の急増等を見据え、金融機関窓口における外国語対応などの対応強化を行ってきた一方で、コロナウイルス感染症の拡大やウクライナ情勢による難民等社会情勢の変化により、外国人を取り巻く環境が急速に変化している背景等を踏まえ、「多文化共生社会の形成と企業の在り方」をテーマに掲げオンラインセミナー形式で開催しました。

[講師]

明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造氏

また、2023年2月の講演会では、2022年11月1日に「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用が開始されるなど、性的マイノリティの人権課題について自治体の取組みが広がる一方、企業は具体的にどのような対応ができるか、「性的マイノリティと企業の人権課題について」をテーマに掲げオンラインセミナー形式で開催しました。

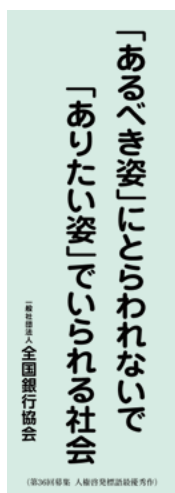
[講師]

宝塚大学看護学部教授 日高 庸晴氏

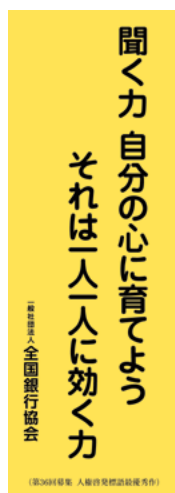
②人権啓発標語の取組

会員銀行の職員の人権意識の高揚を図るため、人権・同和問題研修推進活動の一環として、1987年以降、会員銀行の職員等を対象に人権啓発標語の募集を実施しています。

2022年度に実施した第36回人権啓発標語募集では、総数7万2,904作品の応募があり、このなかから入選作品40作品（最優秀賞2作品、優秀賞8作品、佳作30作品）を選出しました。



あおぞら銀行
稲木 亜沙美さん



阿波銀行
片山 智栄さん

③ 「人権だより」の発行

会員銀行に対し人権に関する情報を定期的に提供し、会員銀行における人権啓発活動を支援することを目的として、2018年度から「人権だより」を定期的に発行し、人権に関する様々な情報を提供しています。2022年度は9月に第8号、3月に第9号を発行しました。概要は以下のとおりです。

	内容
第8号 (9月発行)	<ul style="list-style-type: none"> 第35回人権啓発標語入選作品 会員銀行の取組紹介 (あおぞら銀行、人権の尊重は経営の基本—企業の社会的責任として取り組む) 人権・同和問題啓発講演会 (現代社会において部落差別にどう向き合うのか 全国部落調査事件を中心に) どうするハラスメント? 人権関係法令・制度状況
第9号 (3月発行)	<ul style="list-style-type: none"> 会員銀行の取組紹介 (住信SBIネット銀行、経営理念を具体化 ネット銀行として人権方針を策定) 人権・同和問題啓発講演会 (多文化共生社会の形成と企業の在り方) 人権トピック (「アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)」を意識することの大切さ) どうするハラスメント? Q&A 人権関係法令・制度状況



④ 人権啓発動画(研修用)の作成

会員銀行から、人権啓発教材として動画の作成要望があったことを受け、行内研修用動画を作成しました。動画は、人権施策のなかでも重要かつ継続的な実施が必要なパワーハラスメント防止をテーマとし、行員一人ひとりがハラスメント防止に向けた行動変容につなげられることを目指したものです。行内研修で活用しやすいよう約8分間にまとめています。2023年3月にDVDに収録して会員銀行に送付しました。



行内研修用 人権啓発動画

⑤ 人権研修テキスト等の発行

会員銀行において新入行員向けに、人権教育・啓発活動をより積極的に進めていただくため、最近の人権問題をめぐる諸情勢や企業活動に関連する人権問題を幅広く取り上げた人権啓発研修用テキスト「みんなの人権を守るために」（公益財団法人 人権教育啓発推進センター監修）（以下「人権研修テキスト」という）を、2003年以降、毎年改訂のうえ発行しています。

掲載内容は、「企業と人権のかかわり～企業の責任」、「企業を取り巻く人権問題～銀行業と人権」（外国人、障がい者、高齢者等に関する人権）、「職場における人権、個性の尊重」（ハラスメント、女性差別、LGBT問題等）等です。

2022年度は、以下の情報の追加・修正等の改訂を行い、2023年2月に発行しました。

- ・「II 企業と人権のかかわり～企業の責任」に「児童労働、強制労働と人権」のコラムの新設、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の内容を追加
- ・「III 企業を取り巻く人権問題～銀行業と人権」に「難民、避難民、移民」についての記載を追加
- ・その他法令改正や社会環境の変化を踏まえた修正、既存コラムの修正、図表等の計数の更新

また、2021年度に行った会員銀行への人権啓発教材に関するニーズ調査の結果を踏まえ、2022年7月に人権研修テキスト『みんなの人権を守るために』（2021年度版）の「研修用パワーポイント」を新たに作成しました。2023年2月には、2022年度の人権研修テキストの改定内容も反映させました。



人権研修テキスト

⑥ 行動憲章の改定

全銀協「行動憲章」は、1997年9月に制定（当時の名称は「倫理憲章」）した銀行および役職員の行動・倫理規範であり、条文とその具体的内容を記載した解説で構成され、銀行界を巡る環境の変化等を踏まえて見直しを行っています。

2022年9月には、人への取組みを強化していく必要性を銀行界全体で共通認識とすべく、「人」に関する規定を中心に「多様性確保・働き方」、「人材育成」、「金融サービス」、「人権」および「環境問題」に関する規定とその解説を改定しました。

会員銀行の取組み

Efforts of Member Banks

1 金融経済教育に関する取組み



横浜銀行



独自の金融教育プログラム「はまぎん おかねの教室」

取組みの概要・特長

横浜銀行では、独自の金融教育プログラム「はまぎん おかねの教室」に取り組んでいます。核となる「はまぎん おかねの教室ウェブサイト」では、当行が考える「おかねの基礎教育」を授業等で使いやすい4-8分の動画として提供しているほか、神奈川県教育委員会から当行に研修派遣される公立学校教員にも参加してもらい、多数のワークシート・指導案付き教材の作成や、学習指導要領に対応した教科マークの掲載など、学校や地域ですぐに使える教材提供を第一義としています。また、当行キャラクター「はまペン」を活用し、年齢問わず興味を誘うクリエイティブとしました。

加えて、2022年5月、教科書制作会社の東京書籍株との協働開発で、職場体験のオンラインサイトを開設しました。通常解説する「銀行の三大業務」「店舗内の様子や仕事内容」についての動画を掲載するとともに、指導案とワークシートを用意し、オンラインでも職場体験が完結できる特設サイトを提供しています。

さらに、おかねの教室ウェブサイトを活用し、鎌倉市教育委員会協力のもと、同市立中学校の授業を協働開発・実践しているほか、小田原市内にある箱根コラージュにおいて、基礎教育動画を活用したワークショップ「きんじろう経済教室&はまぎん おかねの教室」を協働開発し、地域の小学生向けに定期開催しています。また、地域の親子向けイベント「桐蔭おもしろ体験教室」（主催：桐蔭学園等）でも、基礎教育動画を活用したワークショップを実施するなど、地域コミュニティでの活用も推進

し、地域活性化を図っています。

取組み実施の背景等

横浜銀行では、地域の生きる力を育むため、金融教育をサステナビリティ経営の重要な取組みと位置づけ、独自の金融教育プログラム「はまぎん おかねの教室」に取り組んできました。

2020年より流行した新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、地域金融機関の責務としてオンラインによる教育機会の提供が必要と考え、「はまぎん おかねの教室ウェブサイト」をスタートさせました。

取組みの成果等

「はまぎん おかねの教室ウェブサイト」は、(公財)消費者教育支援センターの「消費者教育教材資料表彰2022優秀賞」を受賞し、全国で幅広く活用されています。

コンコルディア・フィナンシャルグループ全体のサステナビリティ長期KPI「2030年度までに金融教育受講者数10万人」（2019年度-2030年度）に対して、ウェブサイト関連で2020年12月～2022年9月35,547人、横浜銀行全体で52,618人と予想以上の進捗です。

今後の課題・目標

ウェブサイトのコンテンツを拡充させながら、学校教育や地域コミュニティを中心に地域への金融教育浸透を図っていきます。

はまぎん おかねの教室ウェブサイト
<https://www.boy.co.jp/boy/brand/okane/index.html>



はまぎん おかねの教室ウェブサイト



きんじろう経済教室 & はまぎん おかねの教室の様様



Beyond the Bank
あなたの明日へ

CHAIHO KAIHO 海邦銀行

沖縄海邦銀行

金融教育アプリ (クイズ・かいホー伝説SDGsバージョン)

取組みの概要・特長

沖縄海邦銀行は金融教育の一環として、スマートフォン向けアプリ「クイズ・かいホー伝説」を提供しています。同アプリは、2016年3月に全国初の本格金融教育アプリとしてリリースし、2022年1月には「SDGs」を出題ジャンルに追加してリニューアルしました。

クイズは金融に関する初歩的な問題をはじめ、相続、税金、不動産、SDGsなど全10ジャンル3,300問以上から出題されます。レベル設定や一覧での振り返りもでき、使い方次第でファイナンシャルプランナー資格の取得に向けた基礎力養成にも役立ちます。また、楽しみながら学んでいただくため、クイズ以外にも様々な工夫を凝らしています。RPG風のゲームストーリーは沖縄を舞台に進行し、「アゲー先輩」や「ハブ課長」など沖縄にまつわる個性豊かなキャラクターが次々と登場します。さらに、ステージクリアなどで取得したアイテムで、主人公「かいホーくん」の着せ替えもできます。

取組み実施の背景等

開発当初は、急速な高齢化や情報高度化の進展により、悪質商法やインターネットトラブルが急増するなど、消費者教育の総合的・一体的な推進が重要視されていました。そうした背景から、地域における金融リテラシー向上に貢献したいとの思いでアプリを開発しました。足元においても、成人年齢の引下げや、新学習指導要領により高等学校での「金融教育」の授業が本格的にスタート

するなど、若年層への金融教育の重要性は一層求められています。地域密着を経営方針に掲げる当行としても、将来の顧客となり得る若年層の金融リテラシー醸成は、健全な金融市場の構築と、地域経済の持続的な発展に寄与する取組みであると考えています。

取組みの成果等

アプリの累計ダウンロード数は6,300件以上。(累計期間：2016年3月～2022年11月)

主に20代～30代の利用者が多く、リクルート活動をしている学生からの評判も良好です。

今後の課題・目標

SDGs、金融教育の双方から楽しく学べるツールとして利用してもらいたいと考えています。特に若年層が、クイズを通して金融リテラシーを身につけ、将来の資産形成に活用してもらえるよう周知活動を強化していきます。また、沖縄色豊かな内容になっているので、県外から訪れる修学旅行生の事前学習など、沖縄観光振興の一助となるような展開を図ってまいります。

参考URL

<https://www.kaiho-bank.co.jp/app/>



クイズ・かいホー伝説



2 環境に関する取組み



三菱UFJフィナンシャル・グループ (MUFG)



カーボンニュートラル (CN) に向けた取組み

取組みの概要・特長

2021年5月に邦銀初の「MUFGカーボンニュートラル宣言」を公表し、投融資ポートフォリオのGHG排出量2050年ネットゼロ、当社自らのGHG排出量2030年ネットゼロにコミットしました。

また、グローバルでのCN実現に向けた枠組み・ルール作りの議論に積極的に関与し、意見発信しています。

取組み実施の背景等

MUFGは、持続可能な環境・社会の実現に貢献するため、優先的に取り組む10の環境・社会課題を選定しています。その中の一つである気候変動対応・環境保全では、事業活動に伴うリスクを適切に把握・管理する枠組みである「MUFG環境・社会ポリシーフレームワーク」の策定や、サステナブルファイナンス目標の設定など積極的な対応を行ってまいりましたが、CN宣言の下、グループ・グローバル一体となった取組みを加速させています。

取組みの成果等

投融資ポートフォリオのGHG排出量ネットゼロに向けて、電力と石油・ガスセクターの排出量における2030年中間目標を設定し、2022年4月にMUFG Progress Reportの中で報告しました。また、2023年4月に、新たに不動産・鉄鋼・船舶セクターの中間目標を報告しています。

脱炭素化に向けたお客さまのニーズは多岐に亘ります。当社はエンゲージメントを通じて、お客さまが抱えるニーズや今のステージを的確に把握したうえで、最適なサービスを提供するため他社とも協働しながら、GHG排出量可視化支援やTCFDコンサルティングサービス等のソリューションを拡充しています。

またアジアを代表する金融機関として、グローバルな投融資ポートフォリオのGHG排出量の目標設定の議論において、標準的で透明性の高い手法を反映するため、様々な国際イニシアティブへ参画しています。

NZBA^{※1}では、日本の金融機関として唯一ステアリンググループに選出され、運営を担ってまいりました。中でも、議長に就任した「Financing & Engagement」部会では議論を牽引し、2022年10月、「トランジション・ファイナンスに係る指針」が公表されています。

また、CNを着実に進めるためには、国や地域の発展段階や産業構造を踏まえた検討が重要です。ATFSG^{※2}において「アジアの現実的かつ段階的なエネルギー・トランジション」の実現に必要な共通原則や基準の策定に向けた議論を主導し、2022年9月に「活動レポート」「ガイドライン」が公表されました。さらに、日本の素材や電力産業の脱炭素化に向けたパスウェイを欧米の金融当局や政府関係者に発信するため、「MUFGトランジション白書」を公表しました。

- ※1 Net-Zero Banking Alliance
- ※2 Asia Transition Finance Study Group

今後の課題・目標

社会・経済情勢が不確実性を増す中においても、脱炭素化をはじめとした持続可能な社会の実現に向けた流れは不可逆的なものであり、MUFGとしても引き続き、お客さまとの対話を通じたエンゲージメント活動や、商品・サービス、情報の提供を通じ、お客さまと共に脱炭素社会の実現を目指していきます。

参考URL
<https://www.muftg.jp/csr/environment/>
<https://www.muftg.jp/csr/report/>

	基準 (基準年)	2021年度実績	2030年中間目標
電力 (CO ₂ e/kWh)	328 (2019)	299	156-192
石油・ガス (MtCO ₂ e)	84 (2019)	76	▲15%-▲28%
不動産	商業用 (kgCO ₂ e/m ²)	65 (2020)	44-47 NEW
	居住用 (kgCO ₂ e/m ²)	27 (2020)	23 NEW
鉄鋼 (MtCO ₂ e)	22 (2019)	-	▲22% NEW
船舶 (PCA*スコア)	PCA+0.6%	-	PCA≤0% NEW

*ポートフォリオ気候変動適合度

2030年中間目標



「MUFG Progress Report 2023」と「MUFGトランジション白書」



三井住友銀行



TCFD対応支援ツール「Climanomics platform」の提供

取組みの概要・特長

三井住友銀行は、気候変動に関する国際的な情報開示の枠組みであるTCFD提言に対するお客さまの取組みを積極的に支援しています。その一例として、TCFD提言の4つの中核要素のうち「戦略」に係るシナリオ分析にもとづく気候変動関連のリスクと機会がもたらす財務的な影響の分析を支援するサービスとして、「Climanomics platform (クライマノミクス・プラットフォーム)」（以下「Climanomics」）を展開しています。

同サービスはオンラインのクラウドサービスであり、自社のオフィス、工場などの施設や、サプライチェーン上の原材料生産地などのデータを入力することで、各拠点で今後生じる可能性のある気候変動に起因する洪水等の災害被害や、低炭素製品への需要の高まりなどがもたらす種々の財務的な影響をグローバル規模で網羅的に分析します。このような分析には専門的な知見や膨大で多様なデータの調査・処理が必要であり、お客さまから独自で行うことが困難という声をお聞きしています。「Climanomics」による分析の考え方・ロジックには、ノーベル賞受賞科学者をはじめとした専門家集団が関わっており、高度なリスク・機会の定量的な財務影響分析により、お客さまの気候変動への対応策や戦略の意思決定の支援が可能です。

取組み実施の背景等

当社グループは、TCFD対応をはじめとしたサステナ

ビリティに関するお客さまのニーズや課題が多様化・高度化する中で、それらに応えるソリューションの提供、開発を進めており、こうした取組みの総称を「SMBC Group GREEN Innovator」と名付けています。同コンセプトにもとづき、GHG排出量算定を支援する「Sustana」、さらに高度な排出量算定ツールの「Persefoni」といったソリューションをご提供するほか、「Climanomics」についても米国のTCS (The Climate Service Inc. 現在はS&P Global傘下会社)、日本IBMと提携のうえ、提供しています。

取組みの成果等

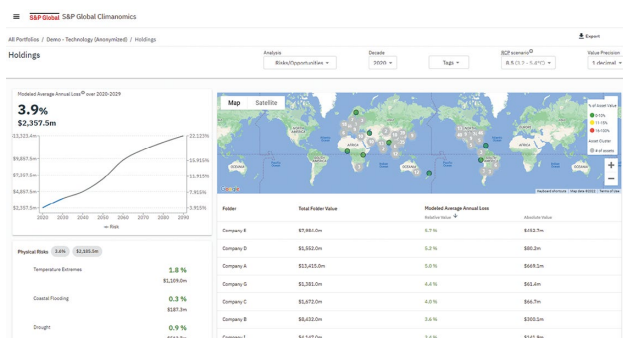
「Climanomics」については、これまで100社以上のお客さまに提案を行っており、提案を通じたTCFD対応に関する対話や幅広い支援に繋がっています。

今後の課題・目標

「Climanomics」による分析支援の次のステップとして、財務影響の大きいリスクや機会への具体的な対応策・戦略の策定・遂行が必要となります。当社グループはグループ各社およびパートナー企業とも協業しながら、お客さまの気候変動およびサステナビリティへの取組みに伴走しながら、同分野のソリューションプロバイダーとしてお客さまの幅広い支援を進めていきます。

参考URL

https://www.smbc.co.jp/news/j602468_01.html



「Climanomics platform」





静岡銀行



静岡銀行

中小企業向けポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する取組み

取組みの概要・特長

静岡銀行は「地域とともに夢と豊かさを広げます。」という基本理念のもと、本業の金融を通じて持続可能な地域社会づくりに貢献するため、2021年1月に本邦初となる中小企業向けポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）に取り組みました。PIFは企業活動が環境・社会・経済に与える影響を包括的に分析し、特定されたポジティブインパクトの向上とネガティブインパクトの緩和/低減に向けた取組みを支援する融資です。PIFでは定期的なエンゲージメント（対話）を通じてお客様の取組みを伴走支援することから、当行ではPIFを新たなリレーションシップバンキングのかたちと位置付け、お客様の企業価値向上に取り組んでいます。

取組み実施の背景等

DXやカーボンニュートラル等、企業を取り巻く環境が急速に変化するなか、特に経営体力や経営資源に限られる中小企業ではこうした外部環境の変化を早期に捉え、適切に対処することが重要だと考えています。その点、PIFは企業活動が環境・社会・経済に与えるインパクトを包括的に分析することで、お客様が外部環境にどのようなインパクトを与えているか、また外部環境がお客様にどのようなインパクトを及ぼしているかについて、気づきを共有することができます。

取組みの成果等

PIFに取り組んだお客様の中には、脱炭素に対する

意識が向上しGHG排出量の算定を開始した事例や、中長期的な人材不足を憂慮し女性有資格者の育成や外国人労働者の雇用環境整備といったDE&Iへ取り組んだ事例等、企業価値向上につながる多種多様な取組みが発現し始めています。また当行の取組みを他の地域金融機関に対し積極的に発信した結果、現在約18の地域金融機関で170件程度のPIFが組成される等、地域金融機関がお客様の企業価値向上を支援する機運が全国規模で高まっています。

今後の課題・目標

PIFを通じた企業支援の取組みが評価され、当行は「第3回ESGファイナンス・アワード・ジャパン」にて銀賞（環境大臣賞）を受賞しました。現在は、環境省の「令和4年度ESG地域金融促進事業」を活用し、PIF実行時に特定・評価したインパクトのその後の測定ならびにマネジメント（Impact Measurement and Management、IMM）の体制強化に取り組んでいます。PIFをただ実行しただけに終わらず、お客様が掲げたKPIの達成に向けて伴走支援を実施し、お客様の企業価値向上、ひいては地域のサステナビリティ向上へ貢献していきます。

ポジティブ・インパクト・ファイナンス実績一覧
<https://www.shizuoka-fg.co.jp/sustainability/positive-finance.html>



「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」銀賞



PIFスキーム

SDGs推進体制と主要な取組項目
全銀協の2022年度活動状況
会員銀行の取組み
有識者コラム
2022年度SDGs関連公表物一覧



山陰合同銀行



銀行業高度化等会社を活用した再エネ発電事業への参入

取組みの概要・特長

地域の再生可能エネルギー（以下「再エネ」）のポテンシャルを最大限活用した再エネ電源開発と電力供給等を実施し、グリーン電力と経済の地域内循環を産み出すことで、地域の自立性と脱炭素経営による企業価値を向上させ、豊かで産業競争力にあふれた地域社会を実現することを目的に、2022年7月、金融機関では全国で初となる再エネ発電・供給事業を営む他業銀行業高度化等会社として「ごうぎんエナジー株式会社」を設立しました。

取組み実施の背景等

2021年、地域課題を解決し地域の魅力と質を向上させるための「地域脱炭素ロードマップ」が示されました。山陰地方においても、「ゼロカーボンシティ」の実現を目指す地方公共団体が年々増加するなど、地域脱炭素・カーボンニュートラルへの機運が高まりを見せています。その一方で、地域においては、再エネの供給量不足や、脱炭素経営への転換の遅れなど、多くの課題があると認識しています。

このような課題認識を背景に、自らリスクを取り地域脱炭素を牽引する「地域に根差した事業体」の存在が不可欠との考えに至り、再エネ発電事業等を営む他業銀行業高度化等会社の設立に至りました。

【主な事業内容】

- ①再エネ電源の取得（新設・既設）・運転・維持管理等の事業
- ②電力の販売事業（自家消費・卸売等による販売）
- ③再エネや省エネなどの環境関連コンサルティング事業

取組みの成果等

2022年7月の会社設立以降、取引先や自治体等から多くの問い合わせをいただいています。具体的には、取引先が所有する工場や事務所、自治体が所有する公共施設等への太陽光パネルの設置（コーポレートPPA※）検討の相談や、施工・維持管理等での事業連携の提案・相談などが寄せられています。

また、山陰合同銀行が共同提案者として鳥取県米子市・境港市等とともに選定された「第一回脱炭素先行地域」の取組みにおいては、ごうぎんエナジー株式会社も参画し、地元企業と連携して公共施設や耕作放棄地等に

太陽光発電施設（約14千kw）を整備し、連携する地域新電力を通じ約600の公共施設等に再エネ電力を供給する計画に関与しています。

※PPA：Power Purchase Agreement。電力需要家が所有する土地や建物に、第三者が発電設備を設置し、その設備から発電する電力を電力需要家へ自家消費用電力として販売するスキームのこと。

今後の課題・目標

今後、50億円～100億円規模の太陽光発電や水力等の再エネ電源への投資を計画しています。

案件を進めていくうえで、専門的なノウハウ・知見が必要となり、地域の再エネ関連事業者との連携強化が不可欠となります。他事業者とのパートナーシップ強化に加え、プロジェクトマネージャーなど専門人材等の採用・育成に取り組み、地域への再エネ電力供給の一翼を担っていきたいと考えています。

ニュースリリース

<https://www.gogin.co.jp/newsrelease/common/attachmentfile/attachmentfile-file-2683.pdf>

サステナビリティレポート2022

https://www.gogin.co.jp/ir/common/susrepo2022_09.pdf



第一回脱炭素先行地域選定





SBI 新生銀行



サステナブルファイナンス評価の内製化とお客さまへの価値提供、地域金融機関等の皆様との協調

取組みの概要・特長

SBI新生銀行では、サステナブルファイナンスの企画・推進を行う「サステナブルインパクト推進部」の中に、独立した内室として「サステナブルインパクト評価室」を設置し、自行内で評価を行う体制を構築しています。具体的には、国際的なサステナブルファイナンス原則等に適合した「新生グリーン/ソーシャル/サステナビリティファイナンス・フレームワーク」(2020年5月に邦銀で初めて貸し手のファイナンスフレームワークとして策定)や「新生サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク」を策定し、サステナブルインパクト評価室がフレームワークへの適合性を確認しています。

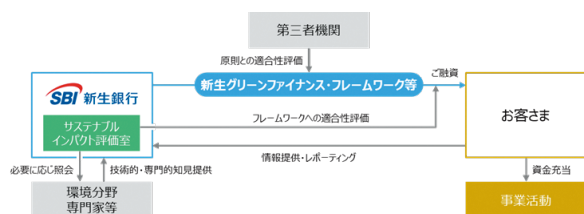
自行のファイナンスを自ら評価するためには、ウォッシング(見せかけのサステナビリティ配慮)の回避や評価の信頼性確保が重要となります。当行では、各ファイナンスフレームワークと関連原則への適合性および社内評価体制について第三者評価機関から意見を取得し、サステナブルインパクト評価室が作成した評価レポートをウェブサイトで公表する等、客観性や透明性の確保に努めています。

取組み実施の背景等

日頃から顧客接点のある銀行が評価を行うことで、格付機関等の第三者に依頼する場合に生じる企業側の負担を軽減させ、サステナブルファイナンスの裾野を広げること、また評価を通じた自行内の知見の蓄積や社内浸透、評価結果を活用した顧客支援を図るため、評価の内製化に向けた体制を構築しました。

取組みの成果等

これまでに46件、2,118億円のファイナンスを組成し、うち1,252億円は地域金融機関を中心とする機関投資



サステナブルファイナンス評価の内製化

資家にご参加いただいています(いずれも2020年5月~2022年11月末)。

評価実績としては、再生可能エネルギー(太陽光、風力、地熱、国内材バイオマス、水力)、グリーンビルディング、病院、介護施設、障がい者向け施設、人材派遣業、リース業等、多岐に亘っており、サステナブルファイナンス評価を通じてプロジェクトや企業が創出するインパクトの可視化を行っています。

評価を実施したお客さまからは、評価レポート等の成果物を通じて対象事業の社会的な意義を再認識・整理することができ、従業員の自己肯定感やモチベーションの向上、将来的な事業戦略・体制の見直しのきっかけになったといったお声をいただいています。

今後の課題・目標

当行グループでは、地域金融機関のお客さまと協働することで、より大きな資金循環を創出し、地方創生に積極的な役割を果たしていくことを目指しています。当行フレームワークやこれまでの評価実績を通じて蓄積された知見を活用し、地域金融機関とのサステナブルファイナンスの協調融資や、地域金融機関におけるサステナブルファイナンス推進のサポートを行っていきたいと考えています。

サステナブルファイナンス/インパクトファイナンス

https://www.sbishinseibank.co.jp/institutional/sustainable_finance/

ファイナンスの“評価”を通じて環境や社会全体にインパクトを【Vol.1】

<https://note-sustainability.shinseibank.com/n/n733a58616f36>



サステナブルインパクトマーク

3 ダイバーシティ推進に関する取組み



千葉興業銀行



エンゲージメント・ES No.1の組織へ

取組みの概要・特長

千葉興業銀行は、多様な人材が、仕事と生活を両立させながら最大限の能力を発揮していきいきと働ける組織を目指し、様々な取組みを行っています。

取組み実施の背景等

金融業界を取り巻く環境が大きく変革し、お客さまが求めるものも日々変化していく中で、エンゲージメントや従業員満足度（ES）を高めることは、行員の意欲やパフォーマンスの向上につながり、より質の高いサービスをお客さまに提供できると考え、当行は前中期経営計画から、エンゲージメント・ES No.1の組織を目指してきました。

取組みの成果等

①働き方改革

行員・スタッフ一人ひとりの多様性と個人の裁量を認める人事制度への転換を図り、エンゲージメントやES向上につながる働き方改革に取り組みました。働く場所や働く時間を柔軟に設定できるよう2020年に「テレワーク」、2021年に「フレックスタイム制」を導入しており、育児や介護、通院などの私生活との両立に活用されています。

②能力アップ支援

働き方改革により得られた可処分時間を自己の成長につなげられるよう支援しています。2022年の「副業・

兼業」の導入や「自己啓発コンテンツ」の拡充もその1つです。また2022年4月からは、能力開発のための特別休暇制度も新設し、年5日まで自己啓発のための休暇が取得できます。

③不妊治療と仕事の両立

仕事を諦めることなく治療との両立ができるよう休暇・休業制度を設け、研修も実施しています。2017年に導入した不妊治療のための休業制度は累計で14名が利用しています。このような取組みが認められ、2022年に国内金融機関で第1号となる「プラチナくるみんプラス」認定を取得しました。新入行員からは「自分が入行した銀行にこのような制度があり、安心した」などの声が寄せられ、実際に利用する従業員だけではなく、仕事と生活の両立に対する安心感の醸成にも役立っています。

今後の課題・目標

様々な取組みを行い、行内でも浸透してきているものの、まだ制度の利用を躊躇する行員もいるため、行員自身が自分のライフスタイルにあわせて制度を活用し、安心して働ける環境づくりを行っています。そうした環境を整えることがエンゲージメントやESの向上、そしてお客さまへのサービスに還元されていくと考えています。

統合報告書

https://www.chibakogyo-bank.co.jp/ir/disc/pdf/2022_1.pdf



プラチナくるみんプラス認定通知書交付式の様子





十六銀行



人と、地域と、未来をむすぶ

十六フィナンシャルグループ

女性行員による商品開発プロジェクトチームの取組み

取組みの概要・特長

2020年2月に女性行員による商品・サービス開発プロジェクトチーム「Jewelina（ジュエリア）」を設立しました。

2020年8月に第1弾のサービスとして、マッチングサービス「Skill matching by ガラスの靴プロジェクト」をリリースしました。本サービスは、「地域の女性が得意分野を活かす機会を創出することで地域活性化に貢献したい」との思いから、特技や資格を持つ地元女性と、女性目線で課題を解決したい地元企業をマッチングすることで、女性の活躍の場を広げ、多様な働き方を応援することを目的としています。

取組み実施の背景等

プロジェクトメンバーが、訪問先の女性のお客さまが起業して育児と両立しながら頑張っているという話を聞いて、このような女性を応援したいと思ったことをきっかけに、「結婚、出産を経て家事・育児に追われる女性に、特技を活かして輝ける場を提供する」というコンセプトを考案したことから、開発されました。企画の過程で、「起業意欲はあるものの、特技を生業にできるかが不安で起業に踏み込めない女性が多い」との課題を認識したことや、日頃の営業活動の中で「女性目線で自社の課題を解決したい」という企業のニーズを把握していたことから、双方のニーズがマッチすると考えて、サービス化に至ったものです。

取組みの成果等

これまでに、会社チラシのデザイン制作、ECサイト用

の試作品開発、HPリニューアルなど20件以上の商談実績があります。ダイバーシティへの取組みが求められているなか、働きたい女性の悩みの解消や活躍の場を提供するとともに、企業の課題解決を支援する取組みとなっています。

また、本サービスは内閣府が公表する令和3年度「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」に選定され、主体的かつ地域への効果が高い取組みとして、地方創生担当大臣から表彰を受けました。

今後の課題・目標

「Jewelina（ジュエリア）」の活動を通じて、女性行員が通常業務ではできない貴重な経験を積むことができ、モチベーションの向上につながっています。現在、第2弾となる新たなサービスの企画を進めており、女性ならではの着眼点やアイデアを活かした商品・サービスの開発に取り組んでいます。

また、本サービスには、特技や資格を活かしたい女性が100名以上登録しており、地域の女性の社会進出や多様な働き方の提供に貢献できるよう、今後もさらなるサービスの充実に努めていきます。

Jewelina 概要紹介ページ

<https://www.juroku.co.jp/jewelina/index.html>

Skill matching by ガラスの靴プロジェクト 概要紹介ページ

<https://www.juroku.co.jp/news/service/glassshoes.html>

令和3年度「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」の表彰

<https://www.juroku.co.jp/news/files/20220317.pdf>



Jewelina 活動の様子



「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」表彰

4 高齢者・障がい者等の対応に関する取組み



あおぞら銀行



障がいのある従業員が安心して働ける職場環境づくりに関する取組み

取組みの概要・特長

あおぞら銀行は、経営理念として定めた「あおぞらアクション（行動指針）」で「仲間の多様な生き方、考え方、働き方を尊重し、仲間の成長を支援する」ことを掲げており、障がいのある従業員の意見も積極的に取り入れるため、社長をはじめとする業務執行役員と障がいのある従業員が直接対話を行う「スモールミーティング」を通じて、働きやすい環境づくりに向けた意見交換や交流を図っています。

個々に異なる障がいのある従業員全員が安心して働ける職場環境づくりのため、産業医、看護師、保健師をはじめ、精神保健福祉士、企業在籍型職場適応援助者（ジョブコーチ）が都度連携をしています。

聴覚に障がいのある従業員の声を元に、コミュニケーションサポートツールとして音声認識による会話の文字化アプリ「UDトーク[®]」と電子メモパッドを活用しています。また、耳が不自由であることを伝える「あおぞら耳マーク」、指差してメッセージを示す「コミュニケーション支援ボード」を聴覚障がいのある従業員が中心となって考案するなど、共に課題解決に取り組んでいます。

さらに、当行の2022年度ディスクロージャー誌（統合報告書）の「障がいのある従業員が安心して働ける環境づくり」のページは障がいのある従業員が参加して作成しました。

取組み実施の背景等

新型コロナウイルス感染拡大防止のためマスク着用が日常化したことに伴い、聴覚に障がいがある従業員から、マスクにより口元が見えず、声がこもるので何を話しているか読み取れないと、コミュニケーションに困っていることへの相談が増えました。全行を挙げて取り組む課題と考え、社長がファシリテーターとなり、聴覚障がいのある従業員の話に直接聴く機会を設定しました。

取組みの成果等

「障がいのある従業員の声を大事にしていること」、「一般の従業員と同様に働くことができる環境であること」が評価され、2021年度に銀行業として初めて東京都の顕彰制度「障害者雇用エクセレントカンパニー賞（東京都知事賞）」を受賞しました。

今後の課題・目標

当事者だからこそ気がつく視点を活かして、今後も様々な障がいのある従業員の声に耳を傾け、誰もが働きやすい環境づくりの取組みを続けていきます。

参考URL

<https://www.aozorabank.co.jp/corp/company/governance/hr/>
<https://ssl4.eir-parts.net/doc/8304/announcement1/72410/00.pdf>（ニュースリリース）
https://ssl4.eir-parts.net/doc/8304/ir_material_for_fiscal_yr8/121184/00.pdf（統合報告書2022 P80・81）



あおぞら耳マーク、コミュニケーション支援ボード



障害者雇用エクセレントカンパニー賞（東京都知事賞）

5 貧困に関する取組み



千葉銀行



生活困窮者や開発途上国への食料支援の取組み

取組みの概要・特長

千葉銀行は、生活困窮者への食品提供を通じた社会貢献活動を強化するために、2020年9月に（社福）千葉県社会福祉協議会およびフードバンクちばと包括連携協定を締結し、継続的に食品提供を実施しています。2022年10月には、家庭で余っている食品を当行職員から募る「ちばぎんフードドライブ2022」を実施し、集まった489kgの食品をフードバンクちばに提供しました。提供後は、フードバンクちばを通じて福祉施設や生活困窮者のもとに届けられました。

また、従業員食堂において、開発途上国向けの食料支援プログラム「TABLE FOR TWO (TFT)」を実施しています。対象のヘルシーメニューを注文すると1食当たり20円（開発途上国の給食1食分）が開発途上国に寄付される仕組みで、従業員の健康増進と途上国への給食支援が同時にできる点が特長となっています。

取組み実施の背景等

当行では2019年5月に「ちばぎんグループSDGs宣言」を制定し、SDGs達成に向けた取組みを推進しており、地域の生活困窮者への支援や、開発途上国の子どもたちへの給食支援のため、食料支援の取組みを実施しています。

フードドライブやTFTプログラムは、職員参加型の取組みであり、こうした取組みを継続的に実施していくことにより、職員のSDGsに関する意識向上に資するものと考えています。

取組みの成果等

- フードバンクちばへの食品提供実績（2022年度）
 - ・2022年5月：保存用カロリーメイト40箱（2,400食）、保存用パン12箱（144食）
 - ・2022年9月：保存用牛丼・ビーフシチュー100ケース（1,200食）、フリーズドライビスケット150箱（4,500食）
 - ・2022年10月：フードドライブで集まった食品489kg、株式会社フレッシュファームちば（当行が地域企業等15社との共同出資により設立した農業法人）から購入した新米600kg
- TFTへの寄付実績
 - ・従業員食堂におけるTFTプログラムによる寄付（2021年1月～2022年11月の累計）：276,880円（13,844食分）
 - ・2022年10月～11月に実施した寄付つきウォーキング・キャンペーンによる寄付：113,100円（5,655食分）

今後の課題・目標

今後も地域の事業者や福祉団体等と連携のうえ、継続的に食料支援や寄付等の社会貢献活動を行い、より多くの職員の参画を促進していきます。

参考URL
<https://www.chibabank.co.jp/company/sustainability/csr/person/welfare.html>



フードドライブ



TFTメニュー

6 ESG 融資・地方創生に関する取組み



京都銀行



地域における上場メーカー・サプライヤーが一体となったESG/SDGsの取組推進

取組みの概要・特長

広大なサプライヤー網を持つ上場企業と協力し、サプライチェーン全体でESG/SDGsを推進する取組みです。

第一弾として、島津製作所と連携した取組みを実施しました。本取組みでは、島津製作所と働きかけの方向性等を確認したうえで、中小企業サプライヤーに対するヒアリングを実施しました。その後、把握した課題や改善策の還元、具体的解決策の提供等を行いました。

取組み実施の背景等

京都には先端技術や独自の経営スタイルを誇る上場企業とそのサプライヤーが数多く立地し、特色ある産業構造が構築されています。特に生産用・業務用機械や電子部品・デバイス関連の上場企業は「京都企業」として注目されており、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出量削減等の諸課題への対応が求められています。

一方、上場企業のスコープ3に該当する中小企業では具体的な取組みが進展しにくいことから、サプライチェーンからの離脱や上場企業へのネガティブインパクト波及等のマイナスの影響を回避し、社会・環境面での取組みを差別化につなげるといったプラスの影響を創出するため、本取組みを実施しました。

取組みの成果等

中小企業の課題把握が進み、ESG/SDGsへの理解や取組状況整理・現状把握を支援する「京銀SDGs宣言サポート」(21年11月)、経営戦略への組み込みを支援する「京銀サステナビリティ経営サポート」(22年7月)、戦略実行を伴走支援する「京銀SDGs実行サポート」(22年10月)といった段階に応じたサービスを開始し、「京銀SDGs宣言サポート」は1年足らずで500件を超える成約となっています。

また、島津製作所とは連携協定を締結し、環境分野にとどまらない取組みを展開しています。

今後の課題・目標

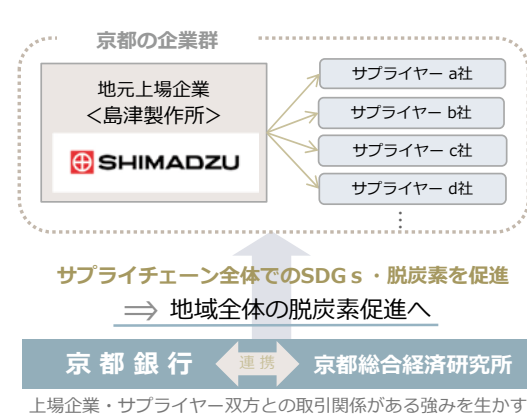
中小企業では、省エネ(=経費削減)等のインセンティブを示し、意識醸成を図ることが必要との課題認識を得ました。

また、京都府「サプライチェーン脱炭素化支援事業」への参加など、ノウハウの展開に取り組んでいます。

参考URL

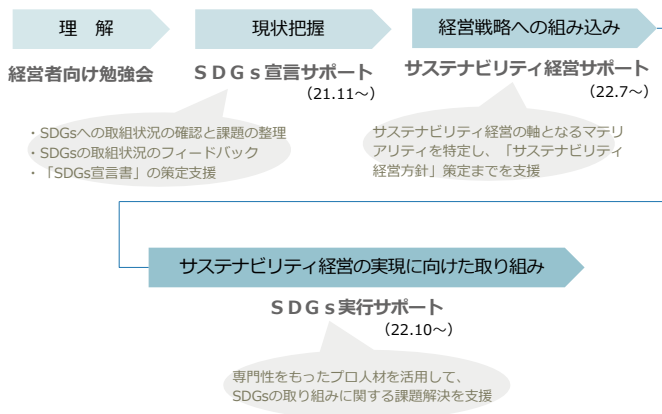
https://www.kyotobank.co.jp/investor/disc/pdf_2022dis/021-030.pdf
(P25-26が該当箇所)

取組みのイメージ



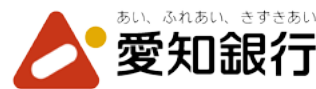
京都銀行のESG/SDGs推進の取組みイメージ

顧客向けSDGsコンサルティング





愛知銀行



「あいぎんSDGs・ESG応援ローン/途上国向けSDGs事業応援プラン」の取組みについて

取組みの概要・特長

愛知銀行は、独立行政法人国際協力機構（JICA）の実施する「中小企業・SDGsビジネス支援事業※」（以下「JICA事業」）に採択された企業に当該事業資金を支援する「あいぎんSDGs・ESG応援ローン/途上国向けSDGs事業応援プラン」に取り組みました。

※企業が有する優れた技術や製品、アイデアを用いて、途上国が抱える課題の解決と企業の海外展開、ひいては日本経済の活性化も兼ねて実現することを目指すもの。

取組み実施の背景等

JICA中部センターとは、途上国の開発への貢献が期待される優れた技術・製品を有する国内中小企業の発掘および海外展開支援により、途上国の開発と地域経済の活性化につなげることを目的に「業務連携・協力に関する覚書」を締結しており、JICA事業採択企業に対する専用融資商品「あいぎんSDGs・ESG応援ローン/途上国向けSDGs事業応援プラン」を取り扱っています。

覚書締結を機にJICAとの連携協力体制をより強固なものとし、資金支援の枠組みを構築したものです。

取組みの成果等

お取引先企業が計画する「ケニア国100%天然素材の蚊取線香の製造バリューチェーン構築による除虫菊産業再興事業にかかる案件化調査」がJICA事業の採択を受け、2022年8月に必要となる資金を融資しました。専用融資商品での取組みは全国で初めてとなりました。

本件は、除虫菊産業の再興というケニア国の開発課題

に対し、100%天然素材蚊取線香の製造ノウハウ提供・ブランディング・国際販路の確保の実現に向け、市場調査やニーズ分析を行う事業であり、ビジネス化に至れば、貧困状態にある小規模農家の所得向上と雇用促進、ならびに除虫菊産業の持続可能な産業への転換に貢献できるものです。

今後の課題・目標

別のお取引先企業では、インドネシアにおける「低所得者向け耐震ソーラーハウス案件化調査」の計画策定や申請をサポートし2022年3月に、地域金融機関連携案件としてJICA事業に採択されました。本件は、地震が多発するインドネシアにおいて、災害に脆弱な低所得者層でも購入可能なユニット型耐震ソーラーハウスを提供する事業アイデアの実現に向け、市場・ニーズ調査を行うもので、当行は外部人材として海外ビジネス展開の検討・調査へ参画しています。ビジネス化に至れば、低所得者に対してより安全な住宅を供給することができるものです。

いずれの事業も、お取引先企業のノウハウや製品等を活用した海外事業展開と、途上国における開発課題の解決の実現をめざすものであり、当行は今後も地域経済の発展と持続可能な社会の実現に貢献していきます。

参考URL

<https://www.aichibank.co.jp/news/files/pdf/news20220826.pdf>
<https://www.aichibank.co.jp/news/files/pdf/news20220427.pdf>
<https://www.aichibank.co.jp/news/files/pdf/news20210423.pdf>



「業務連携・協力に関する覚書」調印式



ケニアでの除虫菊産業再興事業

7 DX 推進に関する取組み



みずほフィナンシャルグループ



Tech 領域における〈みずほ〉のDXチャレンジ

取組みの概要・特長

〈みずほ〉が目指すDXとは、社会やお客さまのペインポイントに対して、みずほグループの強みを活かして、新たな解決策、そして新たな価値を創造していくことです。〈みずほ〉はDX注力領域を、「金融DX」「ESG(SX)」「Tech 起点」の3領域に定めています。このうち「Tech 起点領域」では、先端技術の研究を行っているみずほリサーチ&テクノロジーズや、みずほ第一フィナンシャルテクノロジーのAIをはじめとした専門知見やIT実装力、加えて、大企業や高い技術力を持つスタートアップ企業のネットワークを活かしながら、新たな価値を創出し、お客さまや社会に届けていきたいと考えています。

取組み実施の背景等

事例1：AIを活用した健康保険組合向けサービス「Healstep」

第一生命グループとの共同事業であるHealstep（ヘルステップ）は、AIを活用した将来の医療費予測の分析を通じて、健康保険組合の保健事業の効率化と医療費抑制を支援するサービスです。みずほリサーチ&テクノロジーズの社会保障分野における高い専門性と、ヘルスケアデータの分析・コンサルティングノウハウを活かしたサービスであり、厚生労働省主催のデータヘルス・予防サービス見本市 2021のDHグランプリにて最優秀賞を受賞しました。

事例2：メタバース

2022年8月、世界最大級のVRイベント「バーチャルマーケット」へ出展を行い、いち早くメタバース領域へ参入しました。将来的にはリアル同様に金融サービスを提供する非対面デジタルのタッチポイントに育て、メタバースの特性を活かした今までにない顧客体験やビジネスチャンスを探るため、実証実験を行います。

また、独自の世界観・ユーザー体験を損なわない決済インフラに対するニーズは高く、J-Coin 基盤を活用し、銀行だからこそその安心安全な決済サービスや本人確認のサービスを提供することも検討しています。

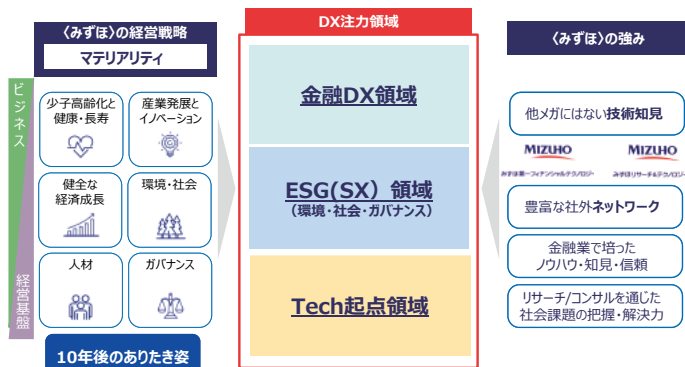
メタバースのプラットフォームが多種併存する中、異なるプラットフォーム間で同じ一つのコインが使えるといった点にも利用者のニーズはあると考えており、プラットフォーム横断的な仕組みの構築についても検討を進めています。

取組みの成果等、今後の課題・目標

「Healstep」は30以上の健保組合に導入されているなど着実に広がっています。〈みずほ〉は他にもスマート農業など様々なDX取組みを推進しており、今後もDXを通じた社会課題の解決を目指していきたいと考えています。

MIZUHO DXサイト

<https://www.mizuho-fg.co.jp/dx/index.html>



DX注力領域



メタバース空間「バラリアル大阪」での〈みずほ〉出展外観



紀陽銀行



和歌山県×紀陽銀行 連携による地域DX推進「デジタル経営診断」の取組み

取組みの概要・特長

紀陽銀行では、和歌山県と連携し、オンライン診断ツール「デジタル経営診断」を活用した県内事業者のデジタル化の現状把握とDX推進支援に取り組んでいます。

取組み実施の背景等

和歌山県では、企業の競争力強化と優位性の確立のために「わかやまデジタル革命推進プロジェクト」を展開しており、「機運醸成・啓発」「診断（現状把握）」「技術習得」「導入支援」など、事業者のDX実現に向け、一貫した支援を実施しています。

当行は、和歌山県から委託を受け、2021年度にオンライン診断ツール「デジタル経営診断」を開発し、2022年度には「デジタル経営診断」を活用したデジタル化の現状把握、DX推進支援に取り組みました。

取組みの成果等

デジタル経営診断は、事業経営者のための自己診断ツールで、デジタル化の現状や課題認識を促し、デジタル化に向けたアクションを起こす機会の提供を目的としています。事業経営者のDXレベルを問わず回答できる

よう工夫された30の設問にオンラインで回答すると、即座に診断結果がレーダーチャートで表示され、ベンチマーク（県内平均値）との比較により、自社の優位性や優先的に取り組むべき課題などを客観的に把握することができます。

診断した事業者からは、「着すべき課題が明確化された」「現状を役員や後継者と共有し取組みを進めたい」といったポジティブな反応をいただいています。

2022年度は県内の1,000の事業者の診断を行い、診断結果から判明した課題に即し、和歌山県と共催でセミナーを開催するなど、診断を起点とした支援施策を展開しました。

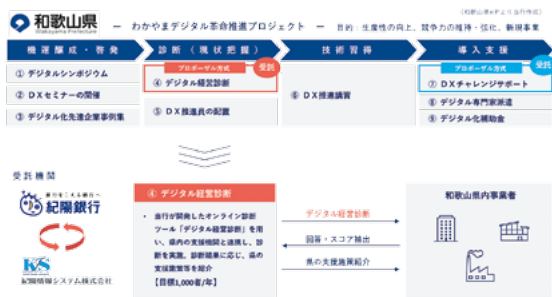
今後の課題・目標

当行は、今後も地元事業者のDX実現を伴走支援するとともに、和歌山県等と連携し、地域が一体となったDX推進支援の枠組みづくりに貢献していきます。

統合報告書・ディスクロージャー誌2022 (P.24)
<https://www.kiyobank.co.jp/investors/ir/disclosure/disc04.html>

デジタル経営診断
<https://digital-wakayama.com>

和歌山県との連携による地域DX推進の取組について



和歌山県との連携による地域DX推進取組みの概要

デジタル経営診断

有識者
コラム

2022年の SDGs/ESGを めぐる国内外の 動向

株式会社日本総合研究所
常務理事
足達英一郎



あだち ● えい い ち ろ う
1986年一橋大学経済学部卒業後、
1990年株式会社日本総合研究所入
社。経営戦略研究部、技術研究部を
経て、現職。金融庁「サステナブル
ファイナンス有識者会議」メンバー、
ISO/TC322 国内委員会委員長。



(注) 本稿は2022年12月末時点の情報にもとづき作成
しています。

ウクライナ侵略とSDGs/ESG

2022年2月24日にロシアが軍事侵攻によって始めたウクライナ侵略は、依然として終わりが見えていない。この出来事は1989年の冷戦終結後の世界観や常識観を一気に覆すものになった。第一にヒト、モノ、カネといったグローバリゼーション（地球規模の容易な移動）と国際協調主義に強力なブレーキがかかったこと、第二に、化石燃料、食料、鉱物の供給に不安が生じ経済のインフレ傾向が一気に顕在化したこと、第三に、コロナ禍でも肥大化した財政に安全保障対策歳出が加わり政府機能強化と税負担が各国で争点に浮上し結果的に政治的不安定が増大したことが、具体的な変化として挙げられるだろう。

SDGsやESGを考えるうえでも、長期的な展望や理想を語りにくくなり、人々の関心が目の前の事象に集中せざるを得なくなったという意味で、22年は逆風に晒された年と形容できよう。アントニオ・グテーレス国連事務総長は、22年9月20日の第77回国連総会での演説で「ウクライナでの戦争や世界中で多発する紛争などの危機」と並んで「気候緊急事態や、生物多様性の喪失という危機」「開発途上国の悲惨な財政状況や持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）の行方という危機」を取り上げ「私たちの決定のせいで、持続可能な開発があらゆる場所で危険に晒されています。SDGsはSOSを発しています」と訴えた^{*1, *2}。

ESG（Environment, Social, Governance）に対するバックラッシュ（揺り戻し）の典型的な事例としては、米国におけるESG投資に制限をかける立法化の動きを挙げることができよう。22年3月18日連邦下院提出の“Ensuring Sound Guidance（ESG）Act to Protect Investors and Preserve Access to Capital for Energy Producers”や同年10月18日連邦下院提出の“Safeguarding Investment Options for Retirement Act”などがその代表例で、化石燃料のエネルギー産業への投資引揚を問題視するとともに、年金基金の運用に関しては受益者の金銭的収益のみに専念しなければならぬことを主張している。

他方で、気候変動問題が解決の糸口さえ見いだせていない状況に、高い問題意識を有する人々、とりわけ若者

*1 https://www.unic.or.jp/news_press/messages_speeches/sg/45130/
*2 <https://www.un.org/sg/en/content/sg/speeches/2022-09-20/secretary-generals-address-the-general-assembly>

のあいだに焦燥感が高まっている状況もある。欧州などでは、SUV（Sport Utility Vehicle）のタイヤの空気を抜く国際的なグループTyre Extinguishersや夜間に店舗の照明を消灯して回るパルクール集団などが直接行動に出るケースや各地の美術館で名画が襲撃される事件が続けざまに報じられた。次世代の不安定な感情が行き場を失っている状況も見て取れる一年となった。

「グリーンウォッシング」とは、製品やサービスが環境やサステナビリティの因子をどの程度考慮に入れているかを誇張する行為を指す。人々の閉塞感を背景に、SDGsやESGに関するウォッシング批判に注目が集まったのも22年の特徴といえる。金融商品や金融サービスであっても、それは例外ではなく、欧米地域では「ファンドや投資アドバイザーが、考慮すると謳う環境やサステナビリティの取組みや因子を誇張する可能性がある」という問題意識が高まっている。これに呼応して、例えば米国証券取引委員会（SEC）は、「ウォッシング」があるとして資産運用会社を告発したり課徴金を科すといった監督措置を、22年に初めて発動した。また、SECは22年5月に、「ファンドの目論見書、年次報告書、アドバイザーのパンフレットで ESG 戦略に関する特定の開示を要求すること」「ESG ファンドの標準様式を導入して情報開示を義務付け、投資家が ESG ファンドを迅速に比較できるようにすること」「環境側面に焦点を当てるファンドでは、ポートフォリオ投資の温室効果ガス（GHG）排出量開示を義務付けること」などを盛り込んだ1940年投資アドバイザー法、ならびに1940年投資会社法の関連規則改正の提案を発表している。

サステナビリティ開示をめぐる世界の動向

上述のように、SDGsへの逆風やESGに対するバックラッシュが生じるなかでも、企業や金融機関のこうした領域に関する情報開示（本稿では、これらを一括して「サステナビリティ開示」という）の要請は、継続して進展した。

国際財務報告基準の設定主体であるIFRS財団のもとに21年11月に発足した「国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）」は、22年3月に「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」および「気候関連開示」の草案を公表し、同年7月までの意見聴取を経

て、2023年のできるだけ早い時期に最終化する予定として詰めが進められている。同年12月15日のISSB理事会では、「気候関連開示」のスタートに当たって、企業のGHG情報開示の対象はScope1～3とするものの、川上・川下にある取引先のGHG情報収集が難しい場合、Scope3開示は「気候関連開示」始動から最短1年の遅れを認め、推計値利用も許容することが決まった。金融機関のScope3開示に相当する投融資先排出量（financed emissions）では商業銀行、資産運用&カストディ業務、保険業務（投融資）の3業態が対象になることも明らかになった。

国連環境計画金融イニシアチブ（UNEP FI）、国連開発計画（UNDP）、世界自然保護基金（WWF）、グローバル・キャンピの4組織が共同して発足させた、生態系や森林、河川など自然が失われることによる企業財務への影響をどう開示するかを検討する国際組織「自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）」も、22年3月に開示フレームワークのベータv0.1版を、同年6月にベータv0.2版を、同年11月にベータv0.3版を公表した。これは各ベータ版に対する市場からのフィードバックを都度、反映して版を更新するという特色ある手法を採用している結果である。23年3月にはベータv0.4版が公開予定である。また、22年11月時点で、130社以上の企業や金融機関がこのフレームワークに沿ってパイロットテストを進めており、23年9月にリリース予定の最終版にはそれらの結果も反映される予定となっている。

また、22年12月7～19日に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、「昆明・モンリオール生物多様性枠組（Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework）」が採択され、例えば「2030年までに陸域と海域の少なくとも30%以上を保全」といった目標が定められた。この会議では、“MOVING TOGETHER ON NATURE”^{※3}声明が全世界150を超える金融機関の署名で発出されたほか、自然の損失と生物多様性の減少に取り組むための機関投資家のイニシアチブNature Action 100の発足（2023年の予定）が発表された。

国内金融関連政策におけるSDGs/ESGの位置づけ

22年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基

※3 <https://www.unpri.org/download?ac=17383>

本方針2022」^{※4, ※5}では「GX^{※6}を実現するため、グリーンイノベーション基金による支援の拡充や規制改革、国際標準化など、社会システム・インフラ整備に取り組む。グリーンボンド等の環境関連商品が取引されるグリーン国際金融センターの実現を目指すほか、TCFD等にもとづく開示の質と量の充実やトランジションおよびイノベーションへの資金供給の支援を進めるなど、サステナブルファイナンス市場の拡大に向けた早急な環境整備を図り、国内外のESG金融を呼び込む」との一文が入った。これを具体化する議論の場として、22年8月に「産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会」が設置され、同年12月には、①グリーン・ファイナンスの拡大、②トランジションファイナンスの拡大、③GX分野におけるプレントッド・ファイナンスの開発・確立、④地域・中小企業へのGX投資促進に向けた資金供給^{※7}、⑤企業へのGX投資促進等に向けた市場環境の整備等、⑥GX実践企業の評価軸の構築と金融市場における活用、⑦資金還流の形成、の7つの柱からなる政策パッケージが示されるに至っている。

金融庁は、22年8月に公表した「2022事務年度金融行政方針」^{※8, ※9}において、「気候変動、少子高齢化等の社会的課題の重要性が増す中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっている。とりわけ、気候変動については、2050年カーボンニュートラル目標へ向けた経済・社会の移行（トランジション）を円滑に進めるために長期にわたり多大な投資が必要であり、そうした移行を支えるトランジションファイナンス推進のための環境整備を進める」と記述した。

日本銀行では、雨宮正佳副総裁が「『金融システムの安定』について、脱炭素への動きが遅れる場合も、進む場合も、金融機関の融資先に損失が生じたり、融資先の資産価値が劣化したりし、金融機関の投融資の量と質を変化させ、金融システムに負の影響を及ぼす可能性がある」「『物価の安定』について、地球規模での自然災害の大規模化や頻度の増加で、社会インフラの喪失やサプライチ

ェーンの寸断等により経済活動が阻害される頻度が高まっている。これらは実体経済活動の変動を大きくし、ひいては物価の変動につながる。さらに脱炭素社会への移行過程がスムーズに進まない場合、化石燃料等のエネルギー価格の変動と、その他の財・サービス価格への影響が懸念される」との認識^{※10}を示すに至っている。

具体的な国内金融関連政策の動向

各論としては、金融庁が20年に設置したサステナブルファイナンス有識者会議は、22年7月に第二次報告書「持続可能な新しい社会を切り拓く金融システム」を取りまとめて公表した。その内容は第一次報告書公表後の1年間の施策の進捗状況や、国内外の動向等を踏まえた更なる課題と提言を示すものとなった。実際には、銀行等が関連する事項としては、22年5月に公表された「資産運用業高度化プログ्रेसレポート2022」で、ESGを謳う公募投資信託の状況が取り上げられ、複数の課題^{※11}が指摘されるとともに「ESG投信を取り扱う資産運用会社への期待」が示されたこと、同年11月、有価証券報告書および有価証券届出書の記載事項にサステナビリティ情報の記載欄を新設する内閣府令等の改正案が公表されたこと、同年12月、「ESG評価・データ提供機関^{※12}に係る行動規範」が作成・公表され関連機関に賛同が呼びかけられたことなどの動きがあった。

このほか、環境省では22年7月に「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」を公表し、国際原則の内容を念頭にしつつ、グリーン性の判断基準の明確化や、資金調達者による市場説明の強化などを図る動きや、同年10月、改正地球温暖化対策推進法にもとづき、国の財政投融資からの出資と民間からの出資を原資にファンド事業を行う株式会社脱炭素化支援機構が設立される動きがあった。

GHGの多排出産業セクターに属する企業が、省エネ・燃料転換等を含む着実な脱炭素化に向けた移行への取組みに対するファイナンスという意味で日本国内では解釈

※4 https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2022/2022_basicpolicies_ja.pdf

※5 https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2022/2022_basicpolicies_en.pdf

※6 GXはグリーントランスフォーメーションの略。「経済と環境の好循環を創出し、経済社会全体の根底からの変革のこと」を指す。この用語については例えば、2010年5月に2012年度を最終年度とする新中期経営計画に「Green Transformation 2012」とタイトルを冠した大手電機メーカーの事例がある。経団連は、2018年11月発表の「グローバル・バリューチェーンを通じた削減貢献」という冊子のなかでグリーントランスフォーメーション（GX）という言葉が登場させている。

※7 日本政策金融公庫によるGXに取り組む者への低利融資制度創設などを含む。

※8 https://www.fsa.go.jp/news/r4/20220831/220831_main.pdf

※9 https://www.fsa.go.jp/en/news/2022/20220926/the_jfsa_strategic_priorities_july2022-june2023.pdf

※10 日本金融学会総会講演（2022年11月27日） https://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2022/data/ko221127a.pdf

※11 例えば目録見書で運用プロセスにおけるESG要素の考慮方法に関する記載が抽象的であるなど。

※12 関連融資や自らがESG関連債等の発行体となる場合に関係が生まれる。

される、いわゆるトランジションファイナンスについても、新たな産業セクターに関するロードマップが作成・公表される、トランジションファイナンス補助金の公募が開始される、などの動きがあった。

地域金融機関への期待

金融庁は、地域金融機関が顧客のニーズを捉えた付加価値の高いサービスを提供することにより、安定した経営基盤を確保する取組み（共通価値の創造）が、民間企業も社会的課題解決を担う主体と位置づけるSDGsの考え方と軌を一にするものとの認識を示している。内閣府の「地方創生SDGs金融フレームワーク」、環境省の「ESG地域金融実践ガイド」など、地域金融機関の取組みを促す枠組み構築も継続して進んでいる。資金供給面で地域経済や地場産業の成長を支える立場にある地域金融機関には、こうした枠組みも活用し、顧客企業に対するコンサルティング機能を発揮し、顧客企業の社会課題解決の取組み支援を行うことが期待されている。21年の銀行法改正により、銀行グループが子会社である銀行業高度化等会社を通じて持続可能な社会の構築に資する事業に参入することも可能となっており、これにより投融資先企業の支援を多様化させる余地も広がっている。

全国銀行協会会員銀行の取組みの現状

全国銀行協会が会員銀行に尋ねた22年の「SDGs/ESGに関するアンケート調査」（回答114行、2022年7月末時点の調査）では、環境・人権・ダイバーシティ等の賛同しているイニシアティブについて質問しているが、その回答（複数回答可）では「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言に賛同する銀行の数が、20年度の24行から、21年度は51行に、22年度は97行に大幅に増加している。SDGs/ESGを意識した投融資方針（セクターポリシー等を含む）はあるかとの設問に対し、「ある」と答えた銀行は91行に及び、これも21年度の73行から増加している。内容としては、特に環境や人権へのネガティブインパクト・石炭火力発電・森林・農産物（パーム油）・クラスター弾・非人道兵器などに関するものが増えている。また、「地域社会（地方創生関連の取組みや、地域密着型金融等）に関する投融資方針の有無」について「ある」と答えた銀行は、66行となっている。この調査からは、全国銀行協会会員銀行のSDGs/ESGを意識した取組み・行動には、22年におい

ても一定の進捗があったことが窺える。

ビジネスと人権をめぐる

22年3月、経済産業省に「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」が設置された。同検討会での検討を踏まえて、同年9月には、ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議によって、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の策定・公表がなされた。当該ガイドラインは、国連指導原則、OECD多国籍企業行動指針およびILO多国籍企業宣言をはじめとする国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組みについて、日本で事業活動を行う企業の実態に即して、具体的かつわかりやすく解説し、企業の理解の深化を助け、その取組みを促進することを目的として策定したものとされた。ガイドラインが策定される一方で、日本国内では、22年は、外国人技能実習生に対する賃金不払いや過重労働、暴行、セクハラといった事例が少なからず明らかになった年になった。

海外では、気候変動に有効な手を打てていないことと人権侵害の問題意識が大きく重なってくる傾向が強まっている。UNDPが22年2月に発表した「人新世の時代における人間の安全保障への新たな脅威」と題する文書では、「2020年に世界で新たに4050万人が安全を脅かされたとの理由で移住している。このうち、暴力犯罪、政治的暴力、対立住民間の暴力、武力紛争などの治安の悪化により住まいを奪われた人が980万人なのに対して、災害により住まいを奪われた人の数は、3倍以上の3070万人に及ぶ。そして災害のうち、地震や噴火といった地質災害が原因なのは66万人にすぎず、約3000万人が気象災害の原因による」との推計結果が示されている。この内訳としては、サイクロン、ハリケーン、台風などの荒天が1460万人、洪水が1400万人、山火事が120万人などとなっている。このように気候変動は人間の健康、財産、命を脅かすものであり、その進行に結果的に加担する企業（金融機関を含む）は、ビジネスと人権の視点からも問題視されるということである。

金融経済教育をめぐる

「個人が、自らのニーズやライフプランに合った適切な金融商品・サービスを選択し、分散投資等による安定的な資産形成を実現するためには、国民の金融リテラシー

向上に向けた取組みが重要である。そのためには幅広い世代を対象に金融経済教育を実施する必要があるが、これまで学校や職場において資産形成を含む金融経済教育を受ける機会の提供やこのための連携は限定的であった」との認識が「2022事務年度金融行政方針」で示されている。

これまで、個別金融機関や全銀協をはじめとする業界団体においても、様々な形で資産形成に関する情報提供や金融経済教育を実施してきたところだが、国全体として検討される「資産形成に関する金融経済教育の機会提供に向けた取組みを推進するための体制」と適切な連携を講じるとともに、SDGs達成への貢献度、ESG要素の配慮や反映、サステナブルファイナンスの意義や実態などの内容を金融経済教育に盛り込んでいくこと^{※13}も重要となろう。

ダイバーシティをめぐって

日本政府は、付加価値の源泉は、創意工夫や新しいアイデアを生み出す「人的資本」であると認識し、企業の人的投資を促進するため、人的資本への投資の取組みなどの非財務情報について、有価証券報告書の開示情報の充実にに向けた検討を行い、22年中に非財務情報の開示

ルールを策定するとしてきた。22年6月、内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局に設置された非財務情報可視化研究会は、5回にわたる議論を経て、人的資本可視化指針（案）^{※14、※15}と付録（案）^{※16}を公表した。また、22年6月金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」は、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—」を発表し、サステナビリティ情報の記載欄を新設するに当たって、「男女間賃金格差」、「女性管理職比率」、「男性育児休業取得率」などを記載項目に追加することを提言、同年11月に公表された内閣府令等の改正案では、「女性活躍推進法等に基づき、『女性管理職比率』、『男性の育児休業取得率』及び『男女間賃金格差』を公表している会社及びその連結子会社に対して、これらの指標を有価証券報告書等においても記載を求める」旨が示された。

わが国金融業界においては、これら指標がダイバーシティの観点から必ずしも高い水準にない機関も少なくない。銀行がSDGsやESGを考えていくに当たっては、組織における自らの人的資本に係るダイバーシティの向上を図っていくことが肝要であることも付け加えておきたい。

※13 全国銀行協会では、22年3月に高校生向け新教材「はじめてのサステナブルファイナンス 金融の力で地球のピンチを救おう!」を公開した。

※14 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/wgkaisai/hizaimu_dai6/siryou1.pdf

※15 指針案では、採用した労働者に占める女性労働者の割合、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、一月当たりの平均残業時間、有給休暇取得率等、正規雇用労働者の採用者数に占める正規雇用労働者の中途採用者数の割合、男性の育児休業等の取得率又は男性の育児休業等及び育児目的休暇の取得率が、既に関係法令において人的資本に関連する事項として開示が求められていることに言及している。

※16 このなかでは、①従業員エンゲージメント、②流動性、③ダイバーシティ、④健康・安全、⑤労働慣行・コンプライアンスの5つの領域において、開示事例が詳細に紹介されている。

2022年度SDGs関連公表物一覧

1. SDGs/ESGに関する会員銀行の取組みの一層の推進

「全銀協SDGsレポート2021－2022（確定版）」の公表について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n061601/
全国銀行協会におけるSDGsの主な取組項目の見直しおよび「全銀協SDGsレポート2022－2023（暫定版）」の公表について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2023/n031602/

2. 2050年カーボンニュートラル／ネットゼロへの「公正な移行」の実現に向けた銀行界に期待される役割の発揮

「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範（案）」に対する意見について	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion340905.pdf
「カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ2023」の公表について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2023/n021602/
「気候変動問題への銀行界の取組み」の公表について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n062701/
気候変動問題に対する銀行界の取組み等に関する特設サイトの公開について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n121501/
「脱炭素経営に向けたはじめの一歩」の公開について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2023/n013001/
グリーンファイナンス産業タスクフォース（GFIT）による第2回市中協議文書「シンガポールおよびASEAN向けのグリーンタクソノミと関連基準の特定」に対するコメント（英語）	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion340623.pdf
欧州サステナブルファイナンス・プラットフォーム（PSF）によるEUタクソノミのミニマムセーフガードに係る報告書案に対するコメント（英語）	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion340935.pdf
国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）による公開草案「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（S1基準案）に対するコメント（英語）	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion340739.pdf
国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）による公開草案「気候関連開示」（S2基準案）に対するコメント（英語）	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion340749.pdf
金融安定理事会（FSB）による「気候関連リスクに対する規制・監督手法：中間報告書」に対するコメント（英語）	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion340640.pdf
米国連邦預金保険公社（FDIC）による市中協議文書「大規模金融機関向け気候関連金融リスク管理に関する諸原則」に対するコメント（英語）	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion340603.pdf
米国証券取引委員会（SEC）による「気候関連情報開示に係る規則案」に対するコメント（英語）	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion340617.pdf
英国トランジション・プラン・タスクフォース（TPT）による「民間セクターの移行計画（トランジション・プラン）のためのフレームワーク」に対するコメント（英語）	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion340713.pdf

欧州銀行監督機構（EBA）によるディスカッションペーパー「健全性の枠組みにおける環境リスクの役割」に対するコメント（英語）	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion340802.pdf
ICVCMによるコアカーボン原則案に対するコメント（英語）	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion340927.pdf
米国連邦準備制度理事会（FRB）による市中協議文書「大規模金融機関向け気候関連金融リスク管理に関する原則案」に対するコメント（英語）	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion350206.pdf
証券監督者国際機構（IOSCO）によるコンプライアンスカーボン市場（CCM：規制にもとづくカーボン市場）に関する市中協議文書に対するコメント（英語）	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion350240.pdf
証券監督者国際機構（IOSCO）によるボランティアカーボン市場（VCM：自主的なカーボン市場）に関する市中協議文書に対するコメント（英語）	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion350250.pdf
「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方（案）」に対する意見について	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion340526.pdf
「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（案）に対する意見	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion350270.pdf
「カーボン・クレジット・レポート」（案）に対する意見について	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion340513.pdf
「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年改訂版（案）」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年改訂版（案）」に対する意見について	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion340518.pdf
「GX実現に向けた基本方針」に対する意見について	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion350120.pdf
経団連「カーボンニュートラル行動計画」における全銀協目標の見直しについて	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2023/n012001/
全銀協における環境に関する目標の設定状況	https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/contribution/csr/environment/environment02/
自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）フォーラムへの参画について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n121502/
自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）による「TNFD自然関連のリスクと機会管理・情報開示フレームワーク」ベータ版v0.1に対するコメント（英語）	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion340448.pdf
自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）による「TNFD自然関連のリスクと機会管理・情報開示フレームワーク」ベータ版v0.2に対するコメント（英語）	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion340922.pdf
自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）による「TNFD自然関連のリスクと機会管理・情報開示フレームワーク」ベータ版v0.3に対するコメント（英語）	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion350260.pdf
「全国銀行ecoマップ」を更新	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n093001/

英国トランジション・プラン・タスクフォースによる「移行計画（トランジション・プラン）に係る開示フレームワーク」等に対するコメント（英語）	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion350228.pdf
グリーンファイナンス産業タスクフォース（GFIT）による第3回市中協議文書「シンガポールおよびASEAN向けのグリーンタクソノミと関連基準の特定」に対するコメント（英語）	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion350315.pdf
「次期生物多様性国家戦略（案）」に対する意見について	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion350238.pdf
「生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）案」に対する意見について	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion350248.pdf
「カーボンフットプリントレポート（案）」および「カーボンフットプリントガイドライン（案）」に対する意見について	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion350302.pdf
3. 地域経済の活性化、地方創生への取組み	
地方創生に関する取組み（アンケート）	https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/contribution/sousei/
4. 金融経済教育の推進による国民の金融リテラシー向上	
【全国銀行協会×SCRAP】リアル脱出ゲームとタイアップした金融経済教育特設サイトの公開について～「異世界転生して魔法を極めたら、お金のスキルもレベルアップした件」～	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2023/n020101/
特設サイト「成年年齢引下げとお金のだじな話」を公開しました	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n040801/
2022年度の「金融経済教育研究指定校」として栃木県立栃木翔南高等学校に活動を委嘱	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n053101/
2022年度の「特殊詐欺防止啓発活動」を富山県立志貴野高等学校に委嘱	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n051601/
2022年度「金融経済教育研究指定校」のレポートを掲載	https://www.zenginkyo.or.jp/education/support/support01/r4/tochigishonan-h/
富山県立志貴野高等学校における「特殊詐欺防止啓発活動」について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2023/n033102/
体験型投資学習アプリ「まねらん」のリリースについて	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2023/n031601/
5. 高齢者等、様々な利用者に対する金融アクセス・サービスの拡充等	
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（改定案）」に対する意見について	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion350113.pdf
6. デジタル化の推進と安心・安全かつ利便性の高い金融サービスの提供	
デジタルインボイス・決済連携サービス開発助成プロジェクトの実施について	https://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement_20220801.pdf

デジタルインボイス・決済連携サービス開発助成プロジェクト助成先事業者の決定について	https://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement_20230119.pdf
「決済・経理業務の電子化推進強化月間」の設定・実施について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n101801/
議事要旨（全銀ネット有識者会議、次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース、ZEDI利活用促進ワーキンググループ）および全銀ネット調査レポート	https://www.zengin-net.jp/zengin_net/epm_tf/
2022年度「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」および下部ワーキンググループの設置について	https://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement_20220414.pdf
全銀システム参加資格拡大の決定について	https://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement_20220915.pdf
全銀システム参加資格拡大の実現について	https://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement_20221007.pdf
「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」の改定について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n061701/
電子交換所システムの稼働について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n071901/
電子交換所の交換決済開始のお知らせ	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n110401/
でんさいセミナー（オンラインセミナー、「手形・小切手の全面的な電子化」をテーマとするセミナー）	https://www.densai.net/support/seminar/
「でんさい推進強化月間」（2022年11月）の実施について	https://www.densai.net/info/20221018-8447/
税・公金の電子納付の推進等に関する要望について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/opinion/2022/111401/
APIゲートウェイの構築および次期全銀システム基本方針の策定について	https://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement_20230316.pdf
「手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書」について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2023/n033101/
7. 金融犯罪およびマネー・ローンダリング、FATFへの対応	
特殊詐欺被害防止啓発のための動画の公表について	https://www.youtube.com/playlist?list=PLKyyzrZ650FZ5pnPpnuG2U8vdF1awVhH6
マネロン・テロ資金供与対策に関する広報活動	https://www.zenginkyo.or.jp/money-laundering/

8. 人権・ダイバーシティを巡る動向を踏まえた取組みの充実

人権擁護への取り組み（人権啓発標語、人権・同和問題啓発講演会）	https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/contribution/human-rights/#
「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン（案）」に関する意見について	https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion340829.pdf
「行動憲章」の改定について	https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n091501/

